諮問第 9 8 6 号 令和 4 年 8 月 1 9 日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 ^{*} 会 長 山 田 健 太 様

> 世田谷区長 保 坂 展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (ひとり親家庭の就労支援事業業務委託における個人情報の項目の追加)

諮問第986号

「子ども家庭支援業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (ひとり親家庭の就労支援事業業務委託における個人情報の項目の追加)

> 令和4年8月26日 子ども・若者部子ども家庭課

1 委託の件名

ひとり親家庭の就労支援事業業務委託

2 委託の内容

区では、平成25年度から、ひとり親家庭の経済的な自立を支援するため、新たに就業を目指すひとり親家庭の保護者を対象とした、在宅就業を含めた託児付き就 労支援講座を外部委託により実施している。

現在、この事業への参加申込みについては、電話で行っているが、参加を希望する保護者の利便性を高め、より支援につながりやすくなるよう、新たに電子メールによる申込みを追加するとともに、委託先から申込者への連絡手段の一つとする。

3 諮問の趣旨

本件は、ひとり親家庭の就労支援事業委託において新たに取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

当事業に参加を希望するひとり親家庭の保護者のうち、電子メールでの申込みを 希望する者

5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数

(1)個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

新たな項目:なし

・委託先が本人から収集するもの

新たな項目:メールアドレス

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

新たな項目:なし

- (2)件数(見込み)10件程度(年間)
- 6 個人情報を取り扱う場所 委託先の事務所及び事業の実施場所
- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無 なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法 なし(新たな項目は委託先のみで取り扱う。)
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無 あり
- 10 委託先の個人情報の保護管理体制
- (1)個人情報に関する内部規程が定められ、社員教育が徹底しているなど、個人情報 の保護管理体制を確立している。
- (2)個人情報を含む文書及び電子媒体等は、施錠できるキャビネット等で保管し、保 管場所への出入りにも規制を設けている。
- (3)権限のない者によるアクセスやデータの改ざんが行われないよう、必要なセキュリティ設定がされている。
- 11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

- 12 委託の開始時期及び期間 令和4年11月中旬から継続して行う。
- 13 委託先(参考) 未定

諮問第987号 令和4年8月19日

世田谷区情報公開·個人情報保護審議会 会 長 山 田 健 太 様

> 世田谷区長 保 坂 展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (発達障害相談・療育センター及び発達相談室業務委託の個人情報の項目の追加)

諮問第987号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (発達障害相談・療育センター及び発達相談室業務委託の個人情報の項目の追加)

> 令和4年8月26日 障害福祉部障害保健福祉課

1 委託の件名

発達障害相談・療育センター及び子育てステーション発達相談室業務委託

2 季託の内容

区では、発達障害支援の中核的拠点として、平成21年4月に発達障害相談・療育センター(以下「センター」という。)を開設した。センターの事業運営にあたっては、発達障害児・者への専門的な支援の知見と実績もつ社会福祉法人に業務を委託している。

具体的な委託内容としては、区内在住の発達障害又はその疑いがある方とそのご 家族、関係機関を対象にセンター及び各子育てステーション発達相談室(以下「発 達相談室」という。)にて相談、療育等の事業を行うものである。

現在、相談等業務については、利用者が施設に来所し、対面による実施を基本としているが、新型コロナウイルス感染症等の影響により来所が難しいケースも発生していることから、安定した支援が実施できるよう、今後Zoom等を活用したオンラインによる相談等業務を実施する。

また、現在、各保護者への連絡については、電話や手紙を使用しているが、緊急 時の連絡に際し、各保護者への情報伝達にタイムラグが発生すること等が課題とな っているため、今後、必要に応じメールによる連絡を実施する。

以上のことから、委託先の取り扱う個人情報の項目を追加する。

3 諮問の趣旨

本件は、センター及び発達相談室業務において取り扱う個人情報の項目を追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

センター及び発達相談室の利用者のうち、オンライン相談等を希望する者

- 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数
- (1)個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

新たな項目:なし

・委託先が本人から収集するもの

新たな項目:メールアドレス

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

新たな項目:なし

(2)件数(見込み)

850件程度(年間)

- 6 個人情報を取り扱う場所委託先事業者の施設、事業実施場所
- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法 なし(追加する項目は、委託先のみで取り扱う。)
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無 あり
- 10 委託先の個人情報の保護管理体制
- (1)個人情報保護管理に関する法人内規程が定められ、個人情報保護の管理体制が確立されている。
- (2)個人情報を含む文書は、施錠できる保管庫内で保管している。
- (3)パソコンのログイン時にパスワードを設定するとともに、収集した個人情報データへパスワードを設定し、二重の保護により運用する。
- (4)保有個人情報等の管理が必要でなくなったときは、これを速やかに廃棄し、又は 消去する。
- 11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間 令和4年9月から継続して行う。 13 委託先(参考)

社会福祉法人トポスの会、社会福祉法人共生会SHOWA

諮問第988号 令和4年8月19日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 会 長 山 田 健 太 様

世田谷区長 保 坂 原



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」、「介護保険業務」及び「保健福祉総合相談業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (あんしんすこやかセンター事業委託の個人情報の項目の追加)

諮問第988号

「高齢者・障害者保健福祉業務」、「介護保険業務」及び「保健福祉総合相談業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について

(あんしんすこやかセンター事業委託の個人情報の項目の追加)

令和4年8月26日 高齢福祉部介護予防・地域支援課

1 委託の件名

あんしんすこやかセンター事業委託

2 委託の内容

区は、介護保険法に基づく地域包括支援センターとしてあんしんすこやかセンターを設置し、平成18年度から運営事務を外部委託により実施している。

現在、あんしんすこやかセンターにおける区民からの相談や区民向け講座への参加受付については、電話及び対面で行っているが、昨今のオンライン会議サービスやSNSの普及により、オンラインによる相談・手続の需要が拡大している。

特に、相談者の家族が日中に連絡が取れない場合や、耳が不自由な相談者の場合には、電話での相談が難しいなどの課題があるが、メールでの相談を取り入れることで、より多くの相談に応じることができる。また、相談者(特に移動が困難な方)、遠方に住む家族、あんしんすこやかセンター職員といった三者での相談が必要な場合には、オンライン会議サービスでのオンライン面談を導入することでより細かな相談業務が行うことができる。

このように、メールやオンライン会議サービスを活用したオンライン相談により、あんしんすこやかセンターにおける相談業務をさらに充実させ、メールを活用した区民向け講座の参加受付業務、あんしんすこやかセンターのLINE公式アカウントを活用した広報活動を行うことにより、さらなる事業の普及啓発を図る。

3 諮問の趣旨

本件は、あんしんすこやかセンター事業委託において取り扱う個人情報の項目を 追加するものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

あんしんすこやかセンターの相談支援対象者、家族・親族その他介助者、援助者 その他関係者

- 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数
- (1)個人情報の項目

・区から委託先へ提供するもの

新たな項目:なし

・委託先が本人から収集するもの

新たな項目:肖像、メールアドレス、LINEアカウント情報

・区及び本人以外から委託先へ提供するもの

新たな項目:なし

(2)件数(見込み)

メールによる相談及び受付 約4,500件(年間) オンライン会議サービスによるオンライン相談 約1,500件(年間) LINEによる普及啓発 約300件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所 あんしんすこやかセンター及び訪問先

- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者と共用の有無なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法 なし(新たな項目は、委託先のみで取り扱う。)
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無 あり
- 10 委託先の個人情報管理体制
- (1)個人情報保護に関する社内規程が定められ、社員教育が徹底しているなど、個人 情報の秘密保持管理体制が確立している。
- (2)個人情報を含む文書及び作成した電磁的記録媒体は施錠できるキャビネットに保 管し、保管場所への出入りにも規制を設けている。
- 11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間 令和4年9月から継続して行う。

13 委託先(参考)

社会福祉法人 こうれいきょう

社会福祉法人 世田谷区社会福祉事業団

社会福祉法人 ふきのとうの会

社会福祉法人 日本フレンズ奉仕団

社会福祉法人 古木会

社会福祉法人 奉優会

社会福祉法人 正吉福祉会

社会福祉法人 老後を幸せにする会

社会福祉法人 大三島育徳会

社会福祉法人 ノテ福祉会

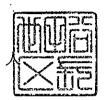
社会福祉法人 友愛十字会

社会福祉法人 敬心福祉会

諮問第989号 令和4年8月19日

世田谷区情報公開·個人情報保護審議会 会 長 山 田 健 太 様

世田谷区長 保 坂 展



世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部の電子計算機との回線結合について (メールを活用したあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)との行方不明 者等情報の共有)

審議資料No.4

諮問第989号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部の電子計算機との回線結合について (メールを活用したあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)との行方不明者 等情報の共有)

> 令 和 4 年 8 月 2 6 日 高齢福祉部介護予防・地域支援課 各総合支所保健福祉センター保健福祉課

1 回線結合する理由

区は、現在、認知症若しくはその疑いがあり、徘徊等により行方不明になった人(以下「行方不明者」という。)又は認知症若しくはその疑いがあり、徘徊等により身元不明として保護された人(以下「身元不明者」という。)が発生した場合に、区市町村等関係機関向けの行方不明認知症高齢者等情報共有サイト(以下「情報共有サイト」という。)で行方不明者及び身元不明者(以下「行方不明者等」という。)の情報共有を行っている。

情報共有サイトを利用するにあたっては、行方不明者の家族やケアマネジャー、行方不明者が利用している施設職員等又は身元不明者を保護している警察署等からあんしんすこやかセンター(地域包括支援センター)(以下「あんしんすこやかセンター」という。)へ行方不明者等の情報が入った際に、電話で各あんしんすこやかセンターから地域を担当する各総合支所保健福祉センター保健福祉課(以下「保健福祉課」という。)へ情報共有を行い、保健福祉課から介護予防・地域支援課へメールで行方不明者等の情報を送信し、情報共有サイトへの掲載を行っている。

このたび、あんしんすこやかセンターから保健福祉課、介護予防・地域支援課へ一度にメールで情報共有することに変更することで、情報共有にかかる時間を短縮させる。また、行方不明者等を早期に発見・保護又は事態を解決するためには、一刻も早く情報共有を行う必要があるが、これまで地域の高齢者の相談窓口であるあんしんすこやかセンターに電話でのみ情報共有を行っていたため、メールを活用することにより迅速な対応を図る。

なお、行方不明者については、本人の保護の観点から、行方不明者の家族やケアマネジャー、本人が利用している施設職員等から警察署への届出を済ませていることを確認したうえで情報共有を行う。

2 回線結合の相手方 あんしんすこやかセンター

3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機とあんしんすこやかセンターの電子計算機を回線結合するものであり、世田谷区個人情報保護条例第18条第3号の規定に基づき諮問する。

- 4 対象となる個人の範囲
- (1)行方不明者

家族、ケアマネジャー、行方不明者が利用している施設職員等から依頼のあった行方 不明者

(2)身元不明者

警察署等から依頼のあった身元不明者

- 5 回線結合する個人情報の項目及び件数
- (1)個人情報の項目

行方不明者

氏名、住所、生年月日、性別、行方不明になった日時・場所・状況、行方不明者の 行きそうな場所、過去に保護された場所等、特徴、服装、持ち物、認知症の有無、警 察への届出の有無、名前・住所が言えるかどうか、肖像

身元不明者

氏名、性別、生年月日、保護日時、保護時の場所・状況、身体等の特徴、服装、 持ち物、肖像

(2)件数(見込)

行方不明者

約15件(年間)

身元不明者

約1件未満(年間)

6 回線結合の方法

インターネット回線による

- 7 相手方の個人情報の保護管理体制
- (1)個人情報保護に関する社内規程が定められ、社員教育が徹底しているなど、個人情報 の秘密保持管理体制が確立している。
- (2)個人情報を含む文書及び作成した電磁的記録媒体は、施錠できるキャビネットに保管 し、保管場所への出入りにも規制を設けている。

8 区の個人情報の保護管理体制

区の情報セキュリティ対策基準並びに介護予防・地域支援課及び保健福祉課の情報セキュリティ実施手順書を遵守する。

9 回線結合の開始時期及び期間 令和4年8月26日から継続して行う。

諮問第990号 令和4年8月19日

世田谷区情報公開・個人情報保護審議会 会 長 山 田 健 太 様

> 世田谷区長 保 坂 展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (当初賦課業務委託で取り扱う委託内容の追加)

諮問第990号

「特別区民税業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (当初賦課業務委託で取り扱う委託内容の追加)

> 令和 4 年 8 月 2 6 日 財 務 部 課 税 課

1 委託の件名

当初賦課業務における窓口受付・電話発信業務委託

2 委託の内容

現在、区では、特別区民税の当初賦課業務において、課税資料のデータ入力作業 や通知の封入封緘等、様々な業務を外部委託により実施している。このたび、令和 4年分から、これらに加え、窓口受付業務及び電話発信業務を委託内容に追加する ことにより、当初賦課業務の迅速化及び円滑化を図る。

具体的な業務内容としては、窓口受付業務においては、来庁した区民の簡易な相談を受け、課税資料を収受し、電話発信業務においては、課税資料に疑義等が生じた場合に区民や事業所に架電し、照会を行う。なお、両業務の委託にあたっては、区民対応の場面において正確な税情報を確認する必要があることから、委託先に区のSKY2住民税システムの操作権限を付与することとする。

3 諮問の趣旨

本件は、既存の当初賦課業務委託において、新たに窓口受付・電話業務委託を行 うため、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

- (1)所得税の確定申告書関係資料の提出者、その被扶養者及び専従者
- (2)給与支払報告書、年金支払報告書が提出された者及びその被扶養者
- (3)給与支払報告書を提出した個人事業主
- (4)寄附金控除特例通知書が提出された者
- (5)特別区民税・都民税申告書の提出者、その被扶養者及び専従者
- 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数
- (1)個人情報の項目
 - ・区から委託先へ提供するもの

SKY2住民税システムに登録されている情報

- ・委託先が本人から収集するもの 特別区民税・都民税申告書、給与支払報告書等の課税資料に記載された情報、 対応内容
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの なし
- (2)件数(見込み)

・窓口受付業務:約10,000件(年間) ・電話発信業務:約10,000件(年間)

6 個人情報を取り扱う場所 財務部課税課事務室

- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無 なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法 文書及び区の電子計算機による
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無 なし(委託先事業者は、区の電子計算機のみを使用する。)
- 10 委託先の個人情報の保護管理体制

一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」及び 国際規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシステム(ISMS)適合性評価制度」認証を取得しており、個人情報の取扱いを適切に行う体制を確立している。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持並びに再委託及び目的外使用等の禁止、セキュリティ対策等 を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守さ せる。

- 12 委託の開始時期及び期間 令和4年12月から継続して行う。
- 13 委託先(参考) 未定

諮問第991号 令和4年8月19日

世田谷区情報公開·個人情報保護審議会 会 長 山 田 健 太 様

世田谷区長 保 坂 展



世田谷区個人情報保護条例第12条及び第18条第3号の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (市民参加型合意形成プラットフォームの試行導入)

審議資料No.6

諮問第991号

「企画調整業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (市民参加型合意形成プラットフォームの試行導入)

> 令和4年8月26日 政策経営部政策企画課

《事業の概要》

区では、平成26年度からの世田谷区基本計画について、令和5年度で最終年度を迎えるため、区政100周年を見据えた区の最上位の行政計画として、令和6年度を初年度とする新たな基本計画の策定を進めている。今後の10年間を見据えた次期基本計画の策定にあたっては、現基本計画においても政策の実現の方策として掲げてきた参加と協働の取組みについて、若者世代や現役世代、子育て世代など、より幅広い年齢層の区民参加が一層必要となる。

そのため、既存の意見収集機能の活用に加え、新たにデジタル技術を活用し、区民が時間や場所の制約を受けることなく議論に参加し、区民同士が意見交換を重ねながら熟議することができるプラットフォームを委託先のサーバ内に構築する。区は、管理者アカウントを用いて本プラットフォーム内にテーマを設定した掲示板を設置し、区民は関心がある掲示板に入り、設定されたテーマについて継続的に議論を行うことができる。区は議論の進捗状況を見ながら、コメントや関係資料を掲示板上に掲載し、議論の活性化を図る。また、行われた議論の内容や、区が提供する関係資料は掲示板上に記録されるため、途中で参加する区民も議論への参加が可能となる。

さらに、意見を収集するだけでなく、区民から出た様々な意見をオンライン上でまとめ上げていき、これまで以上に幅広い年齢層の積み上げられた意見を次期基本計画の議論に反映させていくことを目的とする。

なお、事業の進め方として当初は限定的な範囲での運用を行う。具体的には、区民検討会議(ワークショップ形式)での議論(全3回)終了後も、オンライン上で区民検討会議委員と継続的に意見交換を行う。その後、区との関わりのある団体や区民、事業者など、様々なステークホルダーからの意見聴取の際に、必要に応じてオンライン上での意見集約を行う。さらに、一般区民から幅広く意見をいただき、オンライン上での意見集約・合意形成を図っていく。

第1 外部委託に伴う個人情報の保護措置について

1 委託の件名

プラットフォーム構築・運用支援業務委託

2 委託の内容

システムの構築・保守管理業務及び市民合意形成プラットフォームの運用支援業務

3 諮問の趣旨

本件は、プラットフォーム構築・運営支援業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例(以下「条例」という。)第12条の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

本プラットフォーム事業に登録申請した者

- 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数
- (1)個人情報の項目
 - ・区から委託先へ提供するもの なし
 - ・委託先が本人から収集するもの 氏名、住所、生年、性別、メールアドレス、職業、表示名(ニックネーム) ログイ ンパスワード、意見
 - ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの なし
- (2)件数(見込み)

約40件(限定運用時)

6 個人情報を取り扱う場所 委託先事業者の施設

- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外との者との共有の有無 なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法 回線結合による
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報の有無 あり
- 10 委託先の個人情報の保護管理体制
 - (1)一般財団法人日本情報経済社会推進協会が認証する「プライバシーマーク」又は国際 規格ISO/IEC27001の評価基準である「情報セキュリティマネジメントシ ステム(ISMS)適合性評価制度」の認証を取得している。
 - (2) 不正アクセス対策、ウイルス対策、データの暗号化、操作ログ取得等の措置が講じら

れている。

(3)「個人情報の保護に関する法律」をはじめとする関係法令等に加え、個人情報保護に関する社内規程を定めて遵守し、個人情報の適切な保護と利用に努めている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用等の禁止及びセキュリティ対策等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

12 委託の開始時期及び期間

令和4年9月上旬から令和6年3月31日まで

13 委託先(参考)

未定

第2 外部の電子計算機との回線結合について

1 回線結合する理由

区は、プラットフォームの利用者の属性の把握のため、オンライン上でプラットフォーム登録者情報を取得する。取得にあたっては、委託先がプラットフォームから登録者情報を抽出し、委託先が管理するクラウドストレージ(以下「クラウドストレージ」という。)に保存する。その後、区は、クラウドストレージへアクセスし、保存されている登録者情報をダウンロードする。

2 回線結合の相手方

クラウドストレージ

3 諮問の趣旨

本件は、区の電子計算機とクラウドストレージを回線結合するものであり、条例第 1 8 条第 3 号の規定に基づき諮問する。

4 対象となる個人の範囲

第1の4のとおり

- 5 回線結合する個人情報の項目及び件数
- (1)個人情報の項目

氏名、住所、生年、性別、メールアドレス、職業、表示名(ニックネーム) 意見

(2)件数

第1の5(2)のとおり

- 6 回線結合の方法 インターネット回線により、クラウドストレージにアクセスする。
- 7 相手方の個人情報の保護管理体制 第1の10のとおり
- 8 区の個人情報の保護管理体制 区の情報セキュリティ対策基準及び政策企画課の情報セキュリティ実施手順書を遵 守する。
- 9 回線結合の開始時期及び期間 第1の12のとおり

諮問第992号 令和4年8月19日

世田谷区情報公開·個人情報保護審議会 会 長 山 田 健 太 様

世田谷区長 保 坂 展



世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (障害者の緊急時専門サポーター派遣業務及び緊急時車両派遣・送迎業務の委託)

審議資料No.7

諮問第992号

「高齢者・障害者保健福祉業務」における外部委託に伴う個人情報の保護措置について (障害者の緊急時専門サポーター派遣業務及び緊急時車両派遣・送迎業務の委託)

> 令 和 4 年 8 月 2 6 日 障害福祉部障害施策推進課

- 1 委託の件名
- (1)障害者緊急時専門サポーター派遣業務委託
- (2)障害者緊急時車両派遣・送迎業務委託

2 委託の内容

国は、障害者の地域生活支援をさらに推進する観点から、地域における居住支援等のあり方について検討し、全国の自治体に向けて、地域生活支援拠点等の整備について方針を示し、各自治体における整備促進を図っているところである。

こうした中、区は、地域生活支援拠点等の整備について、せたがやノーマライゼーションプランに位置付け、区内障害福祉サービス事業所や障害福祉施設等の持つ機能を最大限活用しながら、相談や緊急時の受け入れ対応、地域と連携した支援体制づくり等に取り組んでいる。その一環として設置している世田谷区緊急時バックアップセンター(以下「センター」という。)からの依頼により、障害者の緊急時にホームヘルパーを派遣する専門サポーターの運営業務及び介護タクシーを派遣し、当該障害者の自宅等から短期入所施設等まで送迎を行う業務を令和4年10月から外部委託により実施する。なお、センター運営業務委託に伴う個人情報の保護措置については、令和4年度第2回審議会において諮問し、承認を得ている。

3 諮問の趣旨

本件は、緊急時専門サポーター派遣業務及び緊急時車両派遣・送迎業務を外部委託することに伴い、個人情報を取り扱わせるものであり、世田谷区個人情報保護条例第12条の規定に基づき諮問する。

- 4 対象となる個人の範囲
 - センターの利用を希望し、事前に申請を行った障害者及びその家族等
- 5 委託で取り扱う個人情報の項目及び件数
- (1)個人情報の項目

障害者緊急時専門サポーター派遣業務委託

- ・区から委託先へ提供するもの 氏名、住所、生年月日、年齢、性別、電話番号、家族状況、障害状況、医療情報、 介助内容、関係機関(通所・通学先、かかりつけ医等)の名称・連絡先等、緊急連
- ・委託先が本人から収集するもの 家族状況、障害状況、医療情報、介助内容、関係機関(通所・通学先、かかりつ け医等)の名称・連絡先等
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの なし

障害者緊急時車両派遣・送迎業務委託

- ・区から委託先へ提供するもの氏名、住所、年齢、性別、電話番号、家族状況、障害状況、医療情報、介助内容
- ・委託先が本人から収集するもの なし
- ・区及び本人以外から委託先へ提供するもの なし
- (2)件数(見込み)

絡先

障害者緊急時専門サポーター派遣業務委託

- ・令和4年度 約 15件
- ・令和5年度以降 約150件(年間)

障害者緊急時車両派遣・送迎業務委託

- ・令和4年度 約 6件
- ・令和5年度以降 約 60件(年間)
- 6 個人情報を取り扱う場所 委託先の施設及び区長が指示する場所
- 7 個人情報を取り扱う場所について区及び委託先以外の者との共用の有無 なし
- 8 委託先との個人情報の授受の方法 口頭及び文書による
- 9 委託先の電子計算機を利用した個人情報処理の有無 あり
- 10 委託先の個人情報管理体制
- (1)個人情報保護に関する社内規程が定められ、社内教育が徹底されているなど、個人情

報の保護管理体制が確立している。

- (2)個人情報を含む文書及び電磁的記録媒体は、施錠できるキャビネット等に保管している。
- (3)電子計算機の操作は、ID及び暗証番号を設定することにより操作者を限定する。
- (4)権限のない者によるアクセスやデータの改ざんが行われないよう必要なセキュリティ 設定がされている。

11 委託の条件

個人情報の秘密保持、目的外使用及び外部提供の禁止等を定めた「電算処理の業務委託契約の特記事項」を契約条件にし、委託先に遵守させる。

- 12 委託の開始時期及び期間 令和4年10月から継続して行う。
- 13 委託先(参考)
- (1)障害者緊急時専門サポーター派遣業務委託 未定
- (2)障害者緊急時車両派遣・送迎業務委託 未定

諮問第993号 令和4年8月19日

世田谷区情報公開·個人情報保護審議会 会 長 山 田 健 太 様

> 世田谷区長 保 坂 展



世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき、下記の事項について諮問します。

記

特定個人情報保護評価における第三者点検について (国民健康保険 保険料収納事務)

審議資料No.8

諮問第993号

特定個人情報保護評価における第三者点検について (国民健康保険 保険料収納事務)

> 令和4年8月26日 地域行政部番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課 保健福祉政策部保険料収納課

1 諮問の趣旨

(1)番号制度(マイナンバー制度)の導入

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」(以下「番号法」という。)によって導入された番号制度(マイナンバー制度)は、行政運営の効率化を図り、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されたものである。

(2)個人情報保護の懸念と法令・制度の整備

番号制度の導入に伴い、個人のプライバシー等の権利利益の保護の観点から、国による個人情報の一元管理、特定個人情報の不正利用や財産その他の被害等への懸念が示されてきた。これを踏まえ、個人情報の適正な取扱いの観点から「行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律」等の個人情報保護法令の整備がされ、国が設置した個人情報保護委員会による監視・監督、その他の制度上の保護措置を定めるとともに、特定個人情報を扱うシステムについては様々な安全措置を講ずることとしている。

(3)特定個人情報保護評価

特定個人情報保護評価は、このような番号制度の枠組みの下の保護措置の1つである。具体的には、行政機関の長など実施主体を定め、評価対象を特定個人情報を取り扱う事務ごとに定めている。また、特定個人情報の対象数などしきい値によって基礎項目評価・重点項目評価・全項目評価のように評価書の種類を三段階に定め、併せて区民意見の募集や第三者点検、国民への公表などの実施手続を定めている。さらに、継続的かつ定期的に実施されるように、特定個人情報ファイルを保有するときだけでなく、定期的に再評価を実施する手順も定めている。

(4)今回の諮問理由

特定個人情報保護評価に関する規則(以下「規則」という。)第15条の規定においては、公表をした日から一定期間を経過するごとに、特定個人情報保護評価を再実施するよう努めるものとされている(重要な変更が発生していない場合)。

この度、「国民健康保険保険料収納事務」に係る特定個人情報保護評価について、公表した日から一定期間が経過したため、規則第7条第4項に基づき、特定個人情報保護評価書(以下「評価書」という。)の第三者点検について、世田谷区情報公開・個人情報保護審議会条例第2条の規定に基づき諮問するものである。

別紙1「番号法における特定個人情報保護評価書「全項目評価」の流れ」参照

2 諮問の内容

- (1)公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第 2条第2項の規定に基づき、保険料の還付金の還付について、本人からの希望により、 内閣総理大臣にあらかじめ登録した預貯金口座(以下「公金受取口座」という。)への 払込みを開始する。
- (2)公金受取口座情報の取得は、区のSKY2保険料収納システムを経由せず、職員が情報提供ネットワークシステムへ個別に照会するため(参考資料1)、本払込み開始自体は、規則第11条に定める重要な変更に該当せず、特定個人情報保護評価の再実施が求められるものではない。
- (3)しかしながら、本事務に係る評価書について公表をした日から一定期間が経過したことから、本払込み開始に伴う評価書の改定と合わせ、規則第15条の規定に基づき、特定個人情報保護評価を再実施する。

3 区民意見募集

規則第7条第1項及び第2項に基づき区民意見募集を実施し、次のとおり、その結果を取りまとめている。

(1)対象事務及び概要

国民健康保険 保険料収納事務について、公金受取口座への振込み開始に向けた記載内容の変更その他規定の整備

(2)期間

令和4年7月1日~7月30日の30日間実施

(3)結果

意見0件

4 第三者点検の対象

別紙 2 「特定個人情報保護評価書 (全項目評価書)」のとおり

5 今後のスケジュール(予定)

令和4年 9月 個人情報保護委員会へ全項目評価書の報告

10月 全項目評価書の公表(区ホームページ等)

10月 試行運用開始

令和5年 1月 本格運用開始

別紙1

国 民 「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番 号の利用等に関する法律」(番号法)における 国民公開 特定個人情報保護評価書 個人情報保護委員会(国) 「全項目評価」の流れ 情報公開·個人情報保護審議会(区) 第三者評価 区民 第三者点検 閲覧·意見表明 報告 区民意見 審議依頼 区役所(実施機関) 区(事務局) 区民意見 第三者点検 区民公開 2 <番号制度・マイナンバーカード 区民意見 交付推進担当課 > 全項目評価 全項目評価 区(主管課) 全項目評価 <保険料収納課> 評価書の作成 行政手続きにおける特定の個人を識別する番号の利用等に関する法律(番号法) 第28条 個人情報保護委員会への評価書の提出 特定個人情報保護評価に関する規則 第5条 全項目評価 特定個人情報保護評価指針 第9条 評価項目 2 区民公開 特定個人情報保護評価に関する規則第7条第1項、2項 全項目評価の作成 3 第三者点検 特定個人情報保護評価に関する規則 第7条第4項 地方公共団体等による評価 第三者点検

特定個人情報保護評価書(全項目評価書)

評価書番号	評価書名		
18	国民健康保険	保険料収納事務	全項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

世田谷区は、国民健康保険収納事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏洩その他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

国民健康保険収納事務では、事務の一部を外部業者に委託しているが、委託先による不正入手、 不正な使用等への対策として、特に業者選定の際に業者の情報保護管理体制を契約条件として設 定している。

評価実施機関名

東京都世田谷区長

個人情報保護委員会 承認日 【行政機関等のみ】

公表日

[平成30年5月 様式4]

項目一覧

基本情報

(別添1)事務の内容

特定個人情報ファイルの概要

(別添2) 特定個人情報ファイル記録項目

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策

その他のリスク対策

開示請求、問合せ

評価実施手続

(別添3) 変更箇所

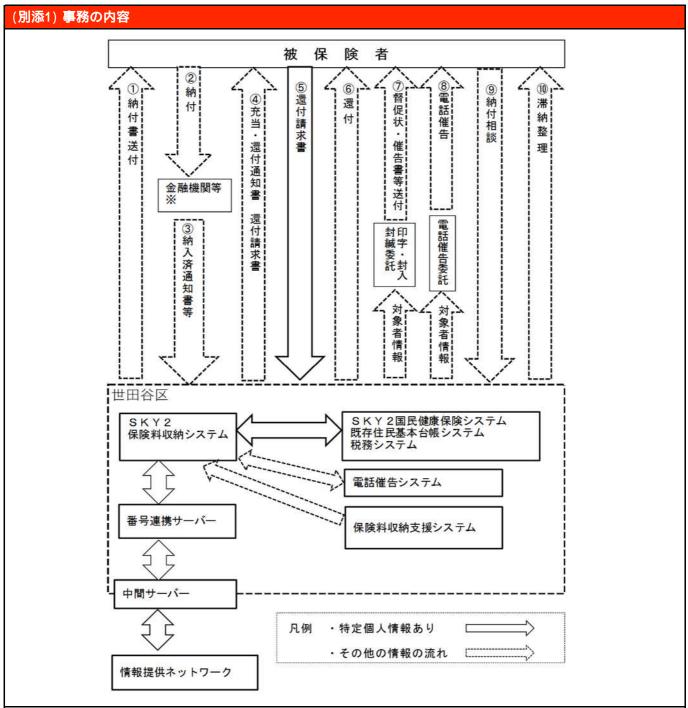
基本情報

1.特定個人情報ファイルを	E取り扱う事務		
事務の名称	国民健康保険 保険料収納事務		
事務の内容	世田谷区では、S K Y 2 保険料収納システムにより保険料収納、滞納整理事務を行っている。 国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料収納事務 ・国民健康保険料徴収金の消込み、及び口座振替不能者への督促を行う。 ・国民健康保険料過誤納金の還付充当を行う。 ・国民健康保険料の口座振替手続きを行う。 ・国民健康保険料の口座振替手続きを行う。 ・方護保険第一号被保険者の保険料の普通徴収に係る収納を行う。 ・後期高齢者医療制度保険料の普通徴収に係る収納を行う。 ・後期高齢者医療制度保険料の普通徴収に係る収納を行う。 ・納付者が納付書により納付したことについて、金融機関からの納入済通知書等により確認する。 国民健康保険料約収金の徴収整理事務 ・国民健康保険料の収納及び納付相談を行う。 ・国民健康保険料例収金の徴収整理を行う。 ・国民健康保険料表納者への督促及び催告を行う。 国民健康保険料未納者への督促及び催告を行う。 国民健康保険料未納者に対する納付交渉や財産調査、財産の差押え等滞納処分、その他交付要求、繰上徴収を行う。 ・国民健康保険料未納者に対する複索を行う。 ・差押え財産の公売、配当事務を行う。 ・差押え財産の公売、配当事務を行う。 ・差押え財産の公売、配当事務を行う。 ・差押え財産の公売、配当事務を行う。 ・差押表財産の公売、配当事務を行う。 ・差押表財産の公売、配当事務を行う。 ・差押表財産の公売、配当事務を行う。 ・治理保険被第一号被保険者の保険料の普通徴収に係る未納者に対する財産調査や差押え等滞納処分、交付要求、繰上徴収を行う。 電話催告センター運営事務 ・業務委託により、現年度のみの未納者を対象に、オペレーターの電話による催告を行う。架電週の1回は夜間催告を実施する。 他区市町村への情報照会・提供事務 ・他区市町村への情報照会・提供事務 ・他区市町村への信民票・戸籍・賦課状況・課税状況等の照会、及び他区市町村からの照会への回答を行う。		
対象人数	<選択肢> [30万人以上] 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満] 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
2.特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム			
システム1			
システムの名称	SKY2保険料収納システム		
システムの機能	国保収納機能 : 窓口業務メニュー、督促、還付・充当、返戻・公示、収納情報修正、口座振替停止 国保滞納機能 : 国保滞納システムを利用し、滞納者の状況を確認する。納付交渉の経過記録記載。 財産調査や差押え等の記録を記載。 国保口座機能 : 口座振替による国保料の支払いに対して口座管理を行う。		
他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 (電話催告システム、保険料収納支援システム)		

システム2~5				
システム2				
システムの名称	SKY2国民健康保険システム			
システムの機能	1.資格得喪情報記録機能 2.保険証·医療証等の発行、発行履歴の記録機能 3.保険料賦課計算機能及び賦課情報の記録機能 4.給付情報の記録、高額療養費支給、出産葬祭費支給機能 5.各情報の照会·表示機能			
他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム			
	[]住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム			
	[]宛名システム等			
	[]その他 ()			
システム3				
システムの名称	番号連携サーバー			
システムの機能	1. 宛名管理機能 サーバ内の宛名データベースのセットアップ 宛名の異動データを取り込み、宛名データベースへ反映 個人番号にて同一人判定を行い、団体内統合宛名番号を採番し管理 宛名データベースの検索、参照、更新 オンラインで入力したデータを業務システムに連携 団体内統合宛名番号を業務システムに連携 2. 情報提供機能 中間サーバに連携する各業務情報をデータベースへセットアップ 各業務の異動データを取り込み、データベースに反映 各業務情報を一括で中間サーバに連携 各業務の異動情報を中間サーバに連携 3. 情報照会機能(他機関への情報照会) 各業務の宛名番号で対象者を検索し、他自治体への情報提供を依頼し、オンラインにて表示する。情報照会の対象者情報を元に、中間サーバに情報を要求し、一括ファイルを作成する。 4. 符号要求 処理通番を要求・受信し、符号要求データを既存住基または住基GWに送信する。			
他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 (中間サーバー			

システム4	
システムの名称	中間サーバー
システムの機能	中間サーバーは、情報提供システムネットワークシステム(インターフェイスシステム)、番号連携サーバーとのデータ受け渡しを行うことで、符号の取得(1)や各情報保有機関で保有する特定個人情報の照会と提供等の業務を実現する。 1. 符号管理機能:情報保有機関内で個人を特定するために利用する「団体内統合宛名番号」と、情報照会、情報提供に用いる個人の識別子である「符号」とを紐付け、その情報を保管・管理する機能。 2. 情報照会機能:情報提供ネットワークシステムを介して、特定個人情報(連携対象)の情報照会及び情報提供受領(照会した情報の受領)を行う機能。 3. 情報提供機能:情報提供ネットワークを介して、情報照会要求の受領及び当該特定個人情報(連携対象)の提供を行う機能。 4. 既存システム接続機能:中間サーバーと既存システム、番号連携サーバーとの間で情報照会内容、情報提供内容、特定個人情報(連携対象)、符号取得のための情報等について連携するための機能。 5. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)の照会、または提供があった旨の情報提供等記録を生成し、管理する機能。 6. 情報提供データベース管理機能:特定個人情報(連携対象)を副本として、保持・管理する機能。 7. データ送受信機能:中間サーバーと情報提供ネットワークシステム(インターフェイスシステム)との間で情報照会、情報提供、符号取得のための情報等について連携するための機能。 8. セキュリティ管理機能:セキュリティを管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能:セキュリティを管理する機能。 9. 職員認証・権限管理機能:セキュリティを管理する機能。 10. システム管理機能:パッチの状況管理、業務統計情報の集計、稼動状況の通知、保管期限切れ情報の削除を行う機能。 (1)セキュリティの観点により、特定個人情報の照会と提供の際は、「個人番号」を直接利用せず「符号」を取得して利用する。
他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()
システム5	
システムの名称	電話催告システム
システムの機能	・国民健康保険料の滞納情報をもとに、電話催告対象者リストを作成し、架電する。 ・催告対象者との折衝状況を管理する。
他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()
システム6~10	
システム6	
システムの名称	保険料収納支援システム
システムの機能	金融機関から受領する納付済通知書や還付請求書をスキャナによりOCR処理し、収納データや還付請求データを作成する。
他のシステムとの接続	[]情報提供ネットワークシステム []庁内連携システム []住民基本台帳ネットワークシステム []既存住民基本台帳システム []宛名システム等 []税務システム []その他 ()
システム11~15	
システム16~20	

3.特定個人情報ファイル名 収納管理台帳ファイル、滞納整理台帳ファイル 4.特定個人情報ファイルを取り扱う理由 ・個人を正しく把握し、正確な保険料収納事務を行うため。 事務実施上の必要性 ・多くの対象者を正確かつ迅速に処理するには、電算システムの利用が必要不可欠であるため。 個人の特定の正確性が向上することにより、国民健康保険料収納事務の公平・公正・効率化が図られ、 よって被保険者の利便に資することとなる。 実現が期待されるメリット 5.個人番号の利用 番号法第9条第1項 別表第1の30 法令上の根拠 6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 実施の有無 実施する 番号法第19条第8号 別表第2の以下の項 法令上の根拠 $1,\ 2,\ 3,\ 4,\ 5,\ 9,\ 2\ 6,\ 2\ 7,\ 3\ 0,\ 3\ 3,\ 3\ 9,\ 4\ 2,\ 4\ 4,\ 5\ 8,\ 6\ 2,\ 8\ 0,\ 8\ 7,\ 9\ 3,\ 1\ 2\ 0$ 7.評価実施機関における担当部署 保険料収納課 部署 保険料収納課長 所属長の役職名 8.他の評価実施機関



(備考)

被保険者へ、納付書を送付する。

金融機関等で納付する。

納付された収納金の送付及び納入済通知書・納入データの受領

支払い期別において、保険料を上回る納付があった際は、充当・還付を行い、被保険者へ通知する。

なお、国民健康保険料の振替口座を還付金の振込口座としていない被保険者に対しては還付請求書を同封する。

還付請求書の送付により、還付請求と還付金の振込口座を指定する。

なお公金受取口座を振込口座に指定する場合はマイナンバーを記入する。

被保険者の口座に還付金を振り込む。

納付がない場合や納付額が不足する場合は、督促状、催告書を送付する。

納付がない場合や納付額が不足する場合は、委託事業者による電話催告を行う。

被保険者からの納付相談

督促・催告等を行っても納付がない場合は、滞納整理を行う。

口座振替、区の窓口の他、金融機関窓口、決済アプリ、インターネットによるクレジット払いによる納付

特定個人情報ファイルの概要

全ての記録項目

保有開始日 事務担当部署 別添2を参照。 平成27年6月

保険料収納課

1.特定個人情報ファイル名 収納管理台帳ファイル、滞納整理台帳ファイル 2.基本情報 <選択肢 > 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等) ファイルの種類 システム用ファイル] [< 選択肢 > 2) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 対象となる本人の数 [10万人以上100万人未満] 対象となる本人の範囲 SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者 個人又は口座情報を正確に特定し、公平・公正な保険料徴収又は正確・迅速な還付事務を行うため。 その必要性 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 記録される項目 100項目以上 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上 識別情報 []個人番号 []個人番号対応符号 []その他識別情報(内部番号) ·連絡先等情報] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [] 連絡先(電話番号等) [] その他住民票関係情報 業務関係情報 主な記録項目] 国税関係情報 [] 地方税関係情報 [] 健康·医療関係情報] 医療保険関係情報 [] 児童福祉·子育て関係情報 [] 障害者福祉関係情報] 生活保護·社会福祉関係情報 [] 介護·高齢者福祉関係情報] 雇用·労働関係情報 [] 年金関係情報 [] 学校·教育関係情報] 災害関係情報 [] その他 (1.その他識別情報:対象者を正確に特定するために保有 2.4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 還付通知書、督促状、催告書等の発付に当たっての送 その妥当性 本人への連絡等のため、滞納整理を進める上での確認のため。 付先確認、 3. 医療保険関係情報: 医療保険関係情報により国民健康被保険者の特定、加入・脱退の確認を行う。

3 . 特定個人情報の入手・使用			
入手元			[] 本人又は本人の代理人 [] 評価実施機関内の他部署 (住民記録・戸籍課、課税課、納税課、国保・年金課) [] 行政機関・独立行政法人等 (内閣(デジタル庁))
			[] 地方公共団体・地方独立行政法人 (他区市町村) [] 民間事業者 () [] その他 ()
入手方法			[]紙 []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []電子メール []専用線 []庁内連携システム []情報提供ネットワークシステム []その他 ()
入手の	時期·	頻度	随時
入手に	係る妥	当性	収納・滞納整理・滞納処分事務を行う上で、必要に応じて情報の正確性の確認を行うため、庁内連携システムや情報提供ネットワークシステムを通じて納付者・滞納者の特定等に必要な情報を随時入手する。
本人へ	の明示	₹	・本人から入手する情報については、本人を通じて入手することとし、また利用目的を本人に明示する。ただし、国民健康保険法等や、他の法令で定めがある場合は、その限りではない。 ・庁内連携又は情報提供ネットワークシステムを通じた入手を行うことは番号法に明示されているが、窓口対応する場合は、口頭にて本人に説明を行う。
使用目	的		国民健康保険料の公平・公正な保険料徴収又は正確・迅速な還付事務を行うため。
	変更(の妥当性	-
使用の	主体	使用部署	保険料収納課、各総合支所区民課(世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支 所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏 山総合支所区民・戸籍係)、各総合支所地域振興課まちづくりセンター(池尻、太子堂、若林、上町、経 堂、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、北沢、松原、松沢、奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、深沢、 二子玉川、祖師谷、成城、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷、烏山)
		使用者数	<選択肢>
使用方法			1. 収納事務 国民健康保険の資格、賦課情報から、保険料徴収対象者を把握し、収納事務を行う。 情報提供ネットワークシステムから公金受取口座情報を取得し、対象者の口座情報を特定し、還付事務を行う。 2. 滞納整理事務 保険料滞納者との交渉により、納付交渉者を特定し、滞納整理事務を行う。 3. 滞納処分事務 住民税情報から滞納者の財産調査を行い、滞納処分事務を進める。また、場合によっては他区市町村に対し、滞納者の照会を行い、財産調査の根拠とする。
	情報の	D突合	1.収納事務 保険料の収納事務に係るデータについて、国民健康保険の資格・賦課情報、公金受取口座情報との 突合を行う。 2.滞納整理事務 保険料滞納整理にあたり、特定した納付交渉者の情報について、国民健康保険の資格・賦課情報と の突合を行う。 3.滞納処分事務 税情報等を基にした財産調査の結果について、対象者の収納(滞納)情報との突合を行う。また、他 区市町村から入手した情報は、世田谷区の滞納者と相違ないかどうか、資格・賦課情報との突合を行っ た上で、滞納処分事務を進める。
	情報の統計分析		都や各部署等への報告資料等のため統計・分析を行うが、特定個人情報を用いて特定の個人を判別し うる統計分析は行わない。
		利益に影響を よる決定	差押え等の滞納処分(不利益処分)決定
使用開始日			平成28年1月1日

4.特	4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託			
委託(D有無	[委託する] <選択肢> 1)委託する 2)委託しない (1)件		
委託	事項1	SKY2保険料収納システムの保守·運用		
委託内容		SKY2保険料収納システムのパッケージアプリケーション保守作業、ジョブスケジューリングや帳票印刷 等のシステム運用作業、職員からの問い合わせに対する調査、作業指示に基づくデータ抽出等		
取扱いを委託する特定個 人情報ファイルの範囲		<選択肢> [特定個人情報ファイルの全体] 1)特定個人情報ファイルの全体 [特定個人情報ファイルの一部		
	対象となる本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
	対象となる本人の 範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者		
	その妥当性	保険料収納事務の遂行にあたっては、国民健康保険料のより正確な保険料徴収及び還付事務に必要な範囲の特定個人情報を保有している5 K Y 2 保険料収納システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守運用業務を行う上で、国民健康保険料に係る納付者・滞納者のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。		
委詢	毛先における取扱者数	<選択肢>		
委託先への特定個人情報 ファイルの提供方法		[] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] J [] その他 ()		
委託先名の確認方法		契約した委託先は、区ホームページにて公表している。		
委詢		富士通Japan株式会社、世田谷サービス公社		
	再委託の有無	<選択肢> 再委託する 1)再委託する 2)再委託しない		
再委託	再委託の許諾方法	委託業務の附属業務についてやむを得ず再委託する必要があるときは、再受託者に、当該委託契約書に記載された情報セキュリティに関する特記事項を遵守させるとともに、再受託者の氏名、再委託の内容及び業務執行場所を、区に事前に通知し、その承諾を得ることを委託契約上の条件としている。		
	再委託事項	システム運用状況の管理、バッチジョブ運用、リハーサル支援、障害発生時の対応支援等		
委託	事項2~5			
委託	事項6~10			
委託	事項11~15			
委託	事項16~20			

5.特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)			
担供 珍むの左征	[]提供を行っている (18)件 []移転を行っている ()件		
提供・移転の有無	[]行っていない		
提供先1	厚生労働大臣		
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の1		
提供先における用途	健康保険法第5条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって 主務省令で定めるもの		
提供する情報	医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報(以下「医療保険給付関係情報」という。)であって主務省令で定めるもの		
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
延 六 刀 人	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[] その他 ()		
時期·頻度	随時		
提供先2~5			
提供先2	全国健康保険協会		
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の2		
提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者		
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線		
提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)		
使供 刀囚	[] フラッシュメモリ [] 紙		
	[]その他 ()		
時期·頻度	随時		
提供先3	健康保険組合		
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の3		
提供先における用途	健康保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの		
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの		
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上		

提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
+B /++ → `-+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先4	厚生労働大臣
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の4
提供先における用途	船員保険法第4条第2項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた船員保険に関する事務であって 主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	 < 選択肢 > 1) 1万人未満 10万人以上100万人未満 10万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
延供 刀法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先5	全国健康保険協会
提供先5 法令上の根拠	全国健康保険協会 番号法第19条第8号 別表第2の5
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの <選択肢> 1)1万人未満
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 基供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの - (選択肢> 1) 1万人未満 1) 1万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上 - SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者 []情報提供ネットワークシステム []専用線
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 基供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢 >
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 基供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 基供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 基供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲 提供方法	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲 提供方法 時期・頻度 提供先6~10	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 100万人以上100万人未満 4) 100万人以上100万人未満 5) 1,000万人以上 SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者 []情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲 提供方法 時期・頻度 提供先6~10 提供先6	番号法第19条第8号 別表第2の5 船員保険法による保険給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢>

提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1)1万人未満 [10万人以上100万人未満] 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
時期·頻度	随時
提供先7	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の26
提供先における用途	生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
時期·頻度	随時
提供先8	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の27
提供先における用途	地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づ〈条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
提供方法	[]情報提供ネットワークシステム []専用線 []電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) []フラッシュメモリ []紙 []その他 ()
時期·頻度	随時

提供先9	社会福祉協議会
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の30
提供先における用途	社会福祉法による生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業の実施に関する事務で あって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢 > 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
挺 庆	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先10	日本私立学校振興·共済事業団
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の33
提供先における用途	私立学校教職員共済法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	< 選択肢 >
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
JEN/JJA	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先11~15	
提供先11	国家公務員共済組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の39
提供先における用途	国家公務員共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	< 選択肢 > 1) 1万人未満 1 10万人以上100万人未満 2 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
延六기/4	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先12	市町村長又は国民健康保険組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の42
提供先における用途	国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるも の
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
JE IN JAA	[] ブラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先13	地方公務員共済組合
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の58
提供先における用途	地方公務員等共済組合法による短期給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	 <選択肢 > 1) 1万人未満 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
DE INVITA	[] ブラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先14	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の62
提供先における用途	老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢>
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者

	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
+B / L → `+	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
提供方法	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先15	後期高齢者医療広域連合
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の80
提供先における用途	高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
JAC IV(7) 7/A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先16~20	
提供先16	都道府県知事等
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の87
提供先における用途	中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	<選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 [10万人以上100万人未満] 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
上 提供方法	[] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
JAC IV V J VA	[] フラッシュメモリ [] 紙
JE IVV J I E	[] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期·頻度	

提供先17	市町村長
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の93
提供先における用途	介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定める もの
提供する情報	医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
提供する情報の対象となる 本人の数	< 選択肢 >
提供する情報の対象となる 本人の範囲	SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
	[]情報提供ネットワークシステム []専用線
提供方法	[]電子メール []電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。)
JE IN 171A	[] フラッシュメモリ [] 紙
	[]その他 ()
時期·頻度	随時
提供先18	都道府県知事
提供先18 法令上の根拠	都道府県知事 番号法第19条第8号 別表第2の120
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの
法令上の根拠	番号法第19条第8号 別表第2の120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第2の120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上100万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第2の120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 基供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第2の120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 提供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる	番号法第19条第8号 別表第2の120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの (選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上10万人未満 3)10万人以上10万人未満 4)100万人以上1,000万人未満 5)1,000万人以上 SKY2保険料収納システムに情報が記録されている者のうち、個人番号を有する者 []情報提供ネットワークシステム []専用線
法令上の根拠 提供先における用途 提供する情報 基供する情報の対象となる 本人の数 提供する情報の対象となる 本人の範囲	番号法第19条第8号 別表第2の120 難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの 医療保険給付関係情報であって主務省令で定めるもの 「選択肢> 1)1万人未満 2)1万人以上100万人未満 3)10万人以上100万人未満 4)100万人以上100万人未満 5)1,000万人以上500万人未満 5)1,000万人以上500万人未満 5)1,000万人以上500万人未満 5)1,000万人以上500万人未満 6)1,000万人以上500万人未満 6)1,000万人以上500万人以上500万人未満 6)1,000万人以上500万人未満 6)1,000万人未満 6)1,000万人以上500万人未満 6)1,000万人未満 6)1,000万人未未述 6)1,000万人未加入日本表別 6)1,000万人未加入日本表別 6)1,000万人未加入日本表別 6)1,000万人未加入日本表別 6)1,000万人和日本表別 6

移転先1		
法令上の根拠		
移転先における用途		
移転する情報		
移転する情報の対象となる本人の数		<選択肢>
移転する情報 本人の範囲	の対象となる	o _/
移転方法		[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
時期·頻度		
移転先2~5		
移転先6~10		
移転先11~15		
移転先16~20	1	
6.特定個人情	報の保管・	消去
保管場所		〈世田谷区における措置〉 世田谷区事務センター、システム運用委託先業者のデータセンター等において、以下の対策を実施している。 外部進入防止:外周赤外線センサー監視、24時間有人監視、監視カメラ 入退館管理:ICカード+手のひら静脈認証、要員所在管理システム 持込・持出防止:金属探知機、生体認証ラック開閉管理、DRタグによる媒体管理 申請書及び届出書等の紙媒体については、鍵のかかるロッカーや保管庫に保管している。 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉 中間サーバー・ブラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。 特定個人情報は、サーバー室に設置された中間サーバーのデータベース内に保存され、バックアップもデータベース上に保存される。
保管期間	期間	〈選択肢〉 1) 1年未満 2) 1年 3) 2年 [定められていない] 4) 3年 5) 4年 6) 5年 7) 6年以上10年末満 8) 10年以上20年未満 9) 20年以上 10) 定められていない
pre and a second	その妥当性	国民健康保険法等において、データ保管期間の定めはなく、還付を含む収納事務や滞納処分が終了するまで、情報が必要となるため保管する。 収納事務又は滞納処分が終了した後は、適宜消去する。
消去方法		< 世田谷区における措置 > データベースに記録されたデータは、システム機能にて完全に消去する。 申請書及び届出書等の紙媒体については、外部業者による溶解処理を行う。
7. 備考		
特になし		

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(1)収納管理台帳ファイル

< 宛名情報 >

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人·外国人) 世帯主情報

現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

本籍·筆頭者情報 消除情報

国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報

納税管理人情報 納税管理人履歴情報

記事情報 連絡先情報

破産管財人情報 破産管財人履歴情報

口座情報(公金受取口座情報を含む。)

<年調定情報>

税目 賦課年度 相当年度

納税義務者番号 賦課異動理由 更正事由 更正日 通知書番号 年調定額

記号番号

<月期別調定情報>

税目 賦課年度 相当年度

納税義務者番号 期別 月別 納期限

個人基本種別 賦課異動理由 更正事由 更正日 完納日 最終納付日 最終収入日本税調定額

本税収入額 本税仮消込額 本税被充当予定額 本税未納額 本税過誤納額

延滞金調定額 延滞金収入額 延滞金仮消込額 延滞金被充当予定額 延滞金未納額 延滞金過誤納額 退職納入申告日 納期特例区分 時効予定日 不納欠損処理日 不納欠損処理日 不納欠損区分

延滞金减免区分 延滞金確定日 延滞金執行日

口座振替区分 振替金額 口振不能理由 口座振替日

变更納期限 催告書発付日 授命年月日 催告納期

記号番号

<消込情報>

税目 賦課年度 相当年度 納税義務者番号 分納回数 期月 子番

通知書番号 領収日 収入日 納付区分 収納種別

消込金額 消込本税額 消込延滞金 確定延滞金 未確定延滞金

|消込処理情報 仮消込情報 仮消込エラー情報

<履歴情報>

調定履歴情報 消込履歴情報 仮消込履歴情報

証明書発行履歴

充当履歴情報 還付履歴情報 控除不足充当履歴

< その他収納管理情報 >

口座振替情報 返戻情報 返戻住所情報

過誤納情報 還付通知書情報 納付書情報

滞繰調定情報 滞繰異動情報

控除不足情報 処分情報

(別添2)特定個人情報ファイル記録項目

(2)滞納整理台帳ファイル

< 宛名情報 >

宛名番号 個人番号 法人番号 世帯番号

氏名情報 生年月日 性別 続柄

住民となった年月日 住民となった届出年月日 住民となった事由

住民区分(日本人・外国人) 世帯主情報

現住所情報 住所を定めた年月日 住所を定めた届出年月日

前住所情報 転入元住所情報 転出先住所情報

本籍·筆頭者情報 消除情報

国籍 在留カード等の番号 在留資格情報 通称 処理停止情報 送付先情報 送付先履歴情報

相続人情報 相続人続柄情報 相続人履歴情報

納税管理人情報 納税管理人履歴情報

記事情報 連絡先情報 破産管財人情報 破産管財人履歴情報

口座情報

<記事情報>

宛名番号 記事連番 記事年月日 記事時刻 記事コード 記事内容

折衝情報 交渉情報 予定情報

処分コード 調書番号

<滞納個人情報>

宛名番号 担当区分 地区コード 受入年月日

現年滞納額 滞納繰越額

滞納区分 最終折衝日 職業 滞納理由 滞納理由補足 特記事項 納付方法

訪問予定年月日 訪問予定日 訪問予定時刻

最終納付年月日 最終納付金額 最終催告種別 最終催告年月日 最終催告期限

催告停止日 催告停止期限 催告停止事由

返戻情報 実態調査情報 生活保護情報

差押情報(電話·不動産·給与·預金·郵貯·生保·債権)

繰上徵収件数 納付委託件数 分割納付件数 徵収猶予件数 延滞金減免件数

差押件数 参加差押件数 交付要求件数 換価猶予件数 処分停止件数 時効中断件数

時効予定日 臨戸分納区分 徴収区分

戸籍情報

連絡先情報

<分納情報>

処分コード 調書番号 処分連番 回数 指定期日 調定年度 課税年度 税目

通知書番号 事業年度開始日 申告区分 申告連番 期別 期別順番

本税分納額 督手分納額 延滞金分納額 加算金分納額 受付番号

<滞納整理情報>

滞納履歴

処分情報 処分調定情報

公売管理情報 財産情報 証券管理情報

納付指導計画

特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策 (7.リスク1 を除く.)

1.特定個人情報ファイル名

TO THE PROPERTY OF THE PARTY OF	
収納管理台帳ファイル、滞納素	E理台帳ファイル
2.特定個人情報の入手((情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク
対象者以外の情報の入手を 防止するための措置の内容	・対象者以外の情報を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。 ・他市区町村から情報を入手する際は、対象者以外の情報入手をしないよう、事務マニュアル等を整備 し、処理を統一化する。
必要な情報以外を入手する ことを防止するための措置の 内容	・必要な情報以外を誤って記載することがないよう、記入例等の案内書類を工夫する。 ・他市区町村から情報を入手する際は、必要以外の情報を入手しないよう、事務マニュアル等を整備 し、処理を統一化する。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	[十分である] 〈選択肢〉 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク2: 不適切な方法で入	手が行われるリスク
リスクに対する措置の内容	・情報提出を依頼する際は、その目的及び提出された情報の使用用途について、説明書等を用いて説明する。 ・庁内連携にて入手する場合は、庁内連携システムを使用するが、権限を持った者しか情報照会ができず、また情報照会の記録が保存される仕組みとなっている。
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク
入手の際の本人確認の措置 の内容	・個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示を受けて、本人確認を行う。
個人番号の真正性確認の措 置の内容	・個人番号カードの提示、もしくは通知カードと身分証明書の提示に加え、以前に提出された保険料収納課資料等に記載された個人番号との照合により、真正性確認を行う。
特定個人情報の正確性確保 の措置の内容	・国保・年金課と連携して所得情報、住所情報の正確性を確認する。必要に応じて住民基本台帳ネットワークシステムを利用して、本人確認を行う。また、本人にも確認する。 ・個人番号だけでなく、氏名・住所・生年月日等を複合的にチェックする。
その他の措置の内容	-
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク4: 入手の際に特定個	人情報が漏えい·紛失するリスク
リスクに対する措置の内容	·窓口では本人から直接書面を受け取ることを原則とする。 ·郵送の場合は、担当部署の所在地及びあて先を印字した専用封筒を使用するよう促す。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
特定個人情報の入手(情報提	 供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置
-	

3.特定個人情報の使用				
リスク1: 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスク				
宛名き置の内	システム等における措 3容	・個人番号利用業務以外から、または個人番号を必要としない業務から住民情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようにアクセス制御を行っている。		
	で使用するその他のシ における措置の内容	・事務に必要のない情報はシステム内に保持しない。 ・データで提出されるなどによりシステム内に保持せざるを得ない場合は、データベース上には保持するが、画面には表示しないよう制限を行う。		
その他の措置の内容		-		
リスク	への対策は十分か	というである く選択肢 > というである 1)特に力を入れている		
リスク	2: 権限のない者(元職	戦員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク		
ユーサ	ず認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	具体的な管理方法	・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。		
アクセ 管理	zス権限の発効·失効の	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	具体的な管理方法	・発効管理:人事異動があった場合等には、速やかに発効処理を行う。 ・失効管理:人事異動があった場合等には、速やかに失効処理を行う。 発効、失効いずれの場合も、発効・失効作業を行った者以外の他の者が二重チェックを行い、正しく 登録・削除されているかを確認する。		
アクセ	2ス権限の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない		
	具体的な管理方法	共用IDは発行せず、個人に対してユーザIDを発行する。		
特定個	固人情報の使用の記録	[記録を残している] <選択肢> 1)記録を残している 2)記録を残していない		
	具体的な方法	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。 ・特定個人情報のアクセスログについて、年一回以上随時分析し、業務時間帯以外のアクセス、業務上 想定されない頻度のアクセスの有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報告する。		
その他の措置の内容		-		
リスク	への対策は十分か	<選択肢> イ分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている		
リスク	3: 従業者が事務外で	使用するリスク		
リスク	に対する措置の内容	定期的に実施する情報セキュリティ研修等を通して、特定個人情報の業務外利用の禁止や漏洩時の罰 則、アクセスログが確実に記録されていること等について、従業者に周知徹底する。		
リスクへの対策は十分か		<選択肢> イ分である		
リスク4: 特定個人情報ファイ		(ルが不正に複製されるリスク		
リスクに対する措置の内容		・通常ユーザ用と管理者用とにアクセス権限を分け、システムのバックアップデータ等の重要データには管理者権限のみがアクセスできるようにする。		
リスクへの対策は十分か				
特定個	固人情報の使用における	るその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
-	-			

4.特定個人情報ファイルの取扱いの委託 1委託しない 委託先による特定個人情報の不正入手・不正な使用に関するリスク 委託先による特定個人情報の不正な提供に関するリスク 委託先による特定個人情報の保管・消去に関するリスク 委託契約終了後の不正な使用等のリスク 再委託に関するリスク 委託契約書において、情報保護管理体制に関する以下の文書の提出を義務づけている。 (1) 情報セキュリティ及び個人情報保護に関する社内規程又は基準 (2) 以下の内容を含む従事者名簿 1) 電算処理の責任者及び電算処理を行う者の氏名、責任、役割及び業務執行場所 情報保護管理体制の確認 2) 委託業務において個人情報を取り扱う者及び個人情報に係る記録媒体の授受に携わる者の氏 名 並びに業務執行場所 3) 委託業務に関する緊急時連絡先一覧 <選択肢> 1) 制限している 特定個人情報ファイルの閲 制限している 1 2) 制限していない 覧者・更新者の制限 ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の 情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム 具体的な制限方法 用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保 に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけている。 <選択肢> 特定個人情報ファイルの取 記録を残している [1) 記録を残している 2) 記録を残していない 扱いの記録 ・通常業務における端末からの情報照会・更新については、作業端末へのログイン記録を残している。 ・システム保守作業については、作業内容の記録を提出させている。 具体的な方法 ・電子記録媒体等については、管理簿を作成し、引渡し及び返却を管理する。 < 選択肢 > 特定個人情報の提供ルール 定めている 1 1) 定めている 2) 定めていない 委託先から他者への 提供に関するルールの ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の 内容及びルール遵守 情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。 の確認方法 委託契約書において、以下の事項を義務づけている。 (1)区より特定個人情報を含む情報資産を受領した場合、区に対して受領証を提出すること。 (2)区より受領した情報資産を適切に管理するため、情報資産の受領記録簿を作成するとともに、区か 委託元と委託先間の ら、要請があった場合は、速やかに当該記録簿を提示すること。 提供に関するルールの (3)委託業務が完了したときは、区より受領した情報資産を速やかに区に返却すること。返却が不可能 内容及びルール遵守 な情報資産は、区の了承のもと、バックアップデータを含め、情報及び情報資産を復元できないように処 の確認方法 置した上で廃棄すること。 ・区は、委託先へ特定個人情報を含む情報資産を提供(引渡し)した場合は、所定の記録簿に記載する とともに、事後、所属長が確認することとしている。 <選択肢> 特定個人情報の消去ルール 定めている 1) 定めている 2) 定めていない ルールの内容及び ・業務完了後にデータ削除を行い、削除証明書を提出させる。 ルール遵守の確認方 ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の 情報の消去及び消去内容の報告、情報セキュリティに関する教育の実施等を義務づけている。 <選択肢> 委託契約書中の特定個人情 1) 定めている 2) 定めていない 報ファイルの取扱いに関する 定めている 1 規定 ·秘密保持義務 ・管理体制等の通知 目的外使用等及び複写等の禁止 規定の内容 ・物的セキュリティ対策 ・人的セキュリティ対策 ・技術的及び運用におけるセキュリティ対策 ・監査、施設への立入検査の受入れ < 選択肢 > 再委託先による特定個人情 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない 報ファイルの適切な取扱いの 十分に行っている [] 確保 ・委託契約書において、委託業務で取り扱う情報の目的外使用や複写等の禁止、委託業務の終了後の 情報の消去及び消去内容の報告、委託業務で使用するパソコン等の盗難防止対策の実施、システム 用IDの適切な管理等の対策の実施、情報セキュリティに関する教育の実施等、情報セキュリティの確保 具体的な方法 に必要な人的・物的・技術的対策の実施を義務づけるとともに、再委託先に同様の事項を遵守させるこ とを義務づけている。

その他の措置の内容	-				
リスクへの対策は十分か	<選択肢> 「 十分である				
特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置					
-					

5.特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない							
リスク1: 不正な提供・移転が行われるリスク							
特定個人情報の提供·移転 の記録	[]	<選択肢> 1) 記録を残している	2) 記録を残していない			
具体的な方法							
特定個人情報の提供·移転 に関するルール	1]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない			
ルールの内容及び ルール遵守の確認方 法							
その他の措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク2: 不適切な方法で提供	共・移転が行われるリスク						
リスクに対する措置の内容			VIII 10 P.L.				
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
リスク3: 誤った情報を提供・	移転してしまうリスク、誤った札	目手に提供	・移転してしまうリスク				
リスクに対する措置の内容							
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である			
特定個人情報の提供·移転(素) する措置	長託や情報提供ネットワー クシ	'ステムを通	近た提供を除く。) におけるその	の他のリスク及びそのリスクに対			
-							

6.情報提供ネットワークシ	[,] ステムとの接続	Ţ]接続しない(入手)] (]接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行	われるリスク				
リスクに対する措置の内容	< 世田谷区における措置 > ・番号法の規定に基づき、認めらる < 中間サーバー・ソフトウエアにも情報照会機能(1)により、情証の発行と照会内容の照会許可は報提供ネットワークシステムかりまり、番号法上認められた情報連ティリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限グアウトを実施した職員、時刻、携適切なオンライン連携を抑止する(1)情報提供ネットワークシスラ機能。(2)番号法の規定による情報提照会者、情報提供者、事務及び特もの。(3)中間サーバーを利用する略	がはる措置 > 報提供ネットで 報提供ネットで 明照合りは供許で 情報がの照会 関管内との 関係では 関係では では では では では では では では でした では でした でした でした でした でした でした でした でした でした でした	フークシステムに情報照2)との照合を情報提可証を受領してから情報を存った。 されるでは、ログイン時の最が実施されるため、不ている。 特定個人情報の照会が ウシステムを使用した特 を可見がし、情報照会の	会を行いた 職適 び照 人 に 個で	の際には、情報提供許可ワークシステムに求め、実施することになる。つ目的外提供やセキュリ正のほかに、ログイン・ロ接続端末の操作や、不はした情報の受領を行う情報の提供に係る情報判断するために使用する
リスクへの対策は十分か	情報へのアクセス制御を行う機能 [十分である	<選打 1)特	R肢 > に力を入れている 題が残されている	2) +	分である
リスク2: 安全が保たれない	L <mark>方法によって入手が行われる</mark> リスク	,	起ルゲなされている		
リスクに対する措置の内容	< 中間サーバー・ソフトウエアにお・中間サーバーは、特定個人情報供ネットワークシステムを使用した担保されている。 < 中間サーバー・プラットフォーム・中間サーバーと既存システム、た行政専用のネットワーク(総合行・中間サーバーと団体については通信を暗号化することで安全性を < 中間サーバーの運用におけるが・情報提供ネットワークシステムを用したかがすべて記録される。番システム上提供が認められなかった。	保護委員会と特に 特定に 情報に は は は は は り り り り り り り り り り り り り り	るの人手のみ実施できる トワークシステムとの間ク等)を利用することに 依を利用し、団体ごとに は、どの職員がどの特 上認められる提供以外	るよう設; は、高原 より、安: ・通信 に通信 した には受け	計されるため、安全性が をなセキュリティを維持し 全性を確保している。 線を分離するとともに、 青報をいつ何のために利 付けないようにしており、
リスクへの対策は十分か	[十分である	1) 特	R肢 > に力を入れている 題が残されている	2) +	分である
リスク3: 入手した特定個人	青報が不正確であるリスク				
リスクに対する措置の内容	< 世田谷区における措置 > ・入手した特定個人情報について確性確認を行う。また、別途、届出個人情報の正確性確認を行う。 < 中間サーバー・ソフトウエアにお・中間サーバは、特定個人情報保ネットワークシステムを使用して、個人情報を入手するため、正確な	または申告時 らける措置 > 護委員会との 情報提供用個	特には、その都度、届出 協議を経て、内閣総理 人識別符号により紐付	などのP 大臣が記 けられた	内容と突合を行い、特定 設置・管理する情報提供 た照会対象者に係る特定
リスクへの対策は十分か	[十分である	」 1)特	R肢 > に力を入れている 題が残されている	2) +	分である

リスク4· λ手の際に特定個	
リスプ4・八十の际に付た他	
リスクに対する措置の内容	<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみを実施するため、漏えい・紛失のリスクに対応している()。 既存システムからの接続に対し認証を行い、許可されていないシステムからのアクセスを防止する仕組みを設けている。 情報照会が完了又は中断した情報照会結果については、一定期間経過後に当該結果を情報照会機能において自動で削除することにより、特定個人情報が漏えい・紛失するリスクを軽減している。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン・時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ()中間サーバーは、情報提供ネットワークシステムを使用して特定個人情報を送信する際、送信する特定個人情報の暗号化を行っており、照会者の中間サーバーでしか復号できない仕組みになっている。そのため、情報提供ネットワークシステムでは復号されないものとなっている。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政は表現します。
	応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・ブラットフォーム事業者の業務は、中間サーバー・ブラットフォームの運用、監視・障害対応等であり、業務上、特定個人情報へはアクセスすることはできない。 < 中間サーバーの運用における措置 > ・情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりす
	ることで、不適切な方法で特定個人情報が漏えい・紛失することを防止する。
リスクへの対策は十分か	十分である <選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている
リスク5: 不正な提供が行わ	れるリスク
リスクに対する措置の内容	く中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > 情報提供機能()により、情報提供ネットワークシステムにおける照会許可用照合リストを情報提供ネットワークシステムから入手し、中間サーバーにも格納して、情報提供機能により、照会許可用照合リストに基づき情報連携が認められた特定個人情報の提供の要求であるかチェックを実施している。情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証と情報照会者へたどり着くための経路情報を受領し、照会内容に対応した情報を自動で生成して送付することで、特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行う際に、送信内容を改めて確認し、提供を行うことで、センシティブな特定個人情報が不正に提供されるリスクに対応している。中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。 ()情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供の要求の受領及び情報提供を行う機能。 く中間サーバーの運用における措置 > ・情報提供ネットワークシステムを利用する場合は、どの職員がどの特定個人情報をいつ何のために利用したかがすべて記録される。番号法及び条例上認められる提供以外は受け付けないようにしており、システム上提供が認められなかった場合においても記録を残し、提供記録は7年分保管する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] 〈選択肢〉 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている

リスク6: 不適切な方法で提供されるリスク < 中間サーバー・ソフトウェアにおける措置 > セキュリティ管理機能()により、情報提供ネットワークシステムに送信する情報は、情報照会者か ら受領した暗号化鍵で暗号化を適切に実施した上で提供を行う仕組みになっている。 中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウト を実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオ ンライン連携を抑止する仕組みになっている。()暗号化・復号機能と、鍵情報及び照会許可用照合リ ストを管理する機能。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> 中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持し リスクに対する措置の内容 た行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、不適切な方法で提供される リスクに対応している。 中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通 信を暗号化することで漏えい・紛失のリスクに対応している。 中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者においては、特定個人情報に係る業務に はアクセスができないよう管理を行い、不適切な方法での情報提供を行えないよう管理している。 <中間サーバーの運用における措置> ·情報照会、情報提供の記録が逐一保存される仕組みが確立した庁内連携システムを通してやりとりすることで、不適切な方法で特定個人情報がやりとりされることを防止する。 <選択肢> 十分である [1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である リスク7: 誤った情報を提供してしまうリスク、誤った相手に提供してしまうリスク <世田谷区における措置> ・庁内連携システムでは本業務で保有する情報をすべて連携することは行わず、番号法の規定及び条 例に基づき認められる情報のみを提供する仕組みとしている。 <中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> 情報提供機能により、情報提供ネットワークシステムに情報提供を行う際には、情報提供許可証と情 報照会者への経路情報を受領した上で、情報照会内容に対応した情報提供をすることで、誤った相手 リスクに対する措置の内容 に特定個人情報が提供されるリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能()により、「情報提供データベースへのインポートデータ」の形式 チェックと、接続端末の画面表示等により情報提供データベースの内容を確認できる手段を準備するこ とで、誤った特定個人情報を提供してしまうリスクに対応している。 情報提供データベース管理機能では、情報提供データベースの副本データを既存業務システムの原 本と照合するためのエクスポートデータを出力する機能を有している。)特定個人情報を副本として保存・管理する機能。 十分である ſ 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている リスクへの対策は十分か 2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置

<中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>

中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑止する仕組みになっている。

情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 >

中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。

中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。

中間サーバー・ブラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。

特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。

7.特定個人情報の保管:	消去
リスク1: 特定個人情報の漏	えい・滅失・毀損リスク
NISC政府機関統一基準群	3)十分に遵守していない 4)政府機関ではない
安全管理体制	十分に整備している 〈選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
安全管理規程	十分に整備している <選択肢> 1)特に力を入れて整備している 2)十分に整備している 3)十分に整備していない
安全管理体制·規程の職員への周知	[十分に周知している <選択肢>] 1)特に力を入れて周知している 2)十分に周知している 3)十分に周知していない
物理的対策	十分に行っている
具体的な対策の内容	
技術的対策	十分に行っている
具体的な対策の内容	< 世田谷区における措置 > ・S K Y 2 保険料収納システムへのアクセス時におけるICカード+パスワード認証・ウィルス対策ソフトウェアの導入・外部ネットワークと遮断された庁内ネットワーク < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームではUTM(コンピュータウイルスやハッキングなどの脅威からネットワークを効率的かつ包括的に保護する装置)等を導入し、アクセス制限、侵入検知及び侵入防止を行うとともに、ログの解析を行う。 中間サーバー・ブラットフォームでは、ウイルス対策ソフトを導入し、パターンファイルの更新を行う。 導入しているOS及びミドルウェアについて、必要に応じてセキュリティパッチの適用を行う。
バックアップ	[十分に行っている] <選択肢> 1)特に力を入れて行っている 2)十分に行っている 3)十分に行っていない
事故発生時手順の策定・ 周知	十分に行っている
過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	「 発生なし
その内容	-
再発防止策の内容	-
死者の個人番号	[保管している] <選択肢> 1)保管している 2)保管していない
具体的な保管方法	生存者と死者を区別することなく、同様の基準で管理する。
その他の措置の内容 -	
リスクへの対策は十分か	大分である <選択肢>

リスク	リスク2: 特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスク					
リスク	た対する措置の内容	被保険者情報については、随時、本人確認を行い、変更があればその都度データを修正している。				
リスク	への対策は十分か	(選択肢> インボー				
リスク	73: 特定個人情報が消	- 去されずいつまでも存在するリスク				
消去	手順	「 定めている				
	手順の内容	・収納事務又は滞納処分が終了した後、情報を適宜消去する。正しく消去されていることを職員が確認する。 する。 ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期限の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。				
その化	その他の措置の内容 -					
リスク	リスクへの対策は十分か [十分である] <選択肢 > 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている					

特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

サーバ、端末(パソコン)、記録媒体、紙文書等の情報資産を廃棄する場合は、情報を復元できないように処置した上で廃棄する。機器 リース終了による返却の場合も、同様とする。

- ・紙文書は、溶解またはシュレッダー処分を行う。 ・電磁的な記録媒体は、破砕処理、電磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行った上で廃棄する。
- ・サーバ、パソコン等情報機器については、記録装置に対し、物理破壊、磁気破壊、データ消去ソフトウエアによるデータ消去を行う。
- ・データ消去を業者に委託した場合は、消去作業証明書を提出させる。

その他のリスク対策

	この他のラス	, NJ.K
1.鹽	查	. NR+110+ .
自	己点検 	[十分に行っている] <選択肢 > 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的なチェック方法	< 世田谷区における措置 > ・実際の運用が評価書記載の内容と合致しているかについて、定期的にチェックを行う。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > ・運用規則に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、定期的に自己点検を実施することとしている。
監	<u> </u>	[特に力を入れて行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な内容	 〈世田谷区における措置〉 適正な個人情報の保護やリスク対策を図るため、監査計画を策定し、定期的及び必要に応じて随時、より客観的な評価ができる監査を実施し、監査の結果を踏まえて必要な改善を行う。監査に当たっては、以下の観点から実施する。 ・評価書記載事項と運用実態のチェック ・個人情報保護に関する規程・体制整備 ・個人情報保護に関する人的安全管理措置 ・安全管理措置の周知・教育 ・個人情報保護に関する技術的安全管理措置 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を実施することとしている。
2. 彼	産業者に対する教育・ 自	等発
従業	者に対する教育・啓発	[十分に行っている] 〈選択肢〉 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
	具体的な方法	〈世田谷区における措置〉職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。また、研修資料は毎年度見直しを実施している。委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。違反行為を行った者に対しては、指導を行う。違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。 〈中間サーバー・ブラットフォームにおける措置〉中間サーバー・ブラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。中間サーバー・プラットフォームの業務に就〈場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。中間サーバー・プラットフォームの業務に就〈場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。

3. その他のリスク対策

<世田谷区における措置>

·世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づ き、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議 する。

< 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラ シの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現 する。

中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国や」- LISに上げていく。

開示請求、問合せ

1.特	1 . 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求				
請求先		郵便番号154-8504 東京都世田谷区世田谷4-21-27 世田谷区総務部区政情報課区政情報係			
請习	求方法	指定様式による書面の提出により、開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。			
	特記事項	区ホームページ上に、請求先、請求方法、諸費用等について掲載する。			
手数	数料等	(選択肢> (手数料額、納付方法: < 選択肢> () 有料 2) 無料			
個人	人情報ファイル簿の公表	「 行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない			
個人情報ファイル名		納付(納入)受託証原符、納付(納入)受託証書、納付(納入)受託証券整理簿、受託証券引継書兼整理簿、催告、収納管理、時効中断·不納欠損、国民健康保険料過誤納金還付請求書			
公表場所 区政情報センター					
法令	令による特別の手続	-			
個人情報ファイル簿への不記載等		-			
2.特	2.特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ				
連絡先		東京都世田谷区 保険料収納課 電話:03-5432-2342			
対応方法		電話による対応を受け付ける。			

評価実施手続

1.基礎項目評価	
実施日	令和4年5月1日
しきい値判断結果	[基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる] < 選択肢 > 1) 基礎項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価及び全項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 3) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に全項目評価を実施) 4) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に全項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見	見の聴取
方法	パブリックコメントによる区民意見募集を行う。 ・区のお知らせ「せたがや」にて周知する。 ・番号制度・マイナンバーカード交付推進担当課、区政情報センター、総合支所区政情報コーナー、総合支所〈みん窓口・出張所・まちづ〈リセンター、図書館、区のホームページにて、「特定個人情報保護評価」」全文を閲覧できるようにする。
実施日·期間	令和4年7月1日(金)~令和4年7月30日(土) (30日間)
期間を短縮する特段の理 由	-
主な意見の内容	-
評価書への反映	-
3.第三者点検	
実施日	
方法	
結果	
4.個人情報保護委員会の	承認 【行政機関等のみ】
提出日	
個人情報保護委員会によ る審査	

(別添3)変更箇所

(1001.5	<u> </u>				
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成27年4月1日	-1- 事務の内容	徴収嘱託員の事務 ・徴収嘱託員を活用して、未納者宅への納付勧 奨訪問や口座振替勧奨を行う。	削除	事後	
平成28年4月1日	-7- 所属長	保険料収納課長 畑中 健	保険料収納課長 太田 一郎	事後	
平成28年4月1日	-3- 入手先	[]評価実施機関内の他部署 (国保·年金 課、地域窓口調整課、課税課、納税課)	[]評価実施機関内の他部署 (国保·年金 課、住民記録·戸籍課、課税課、納税課)	事後	
平成28年7月1日	- 3 - 使用部署	【休陕外纵附床、入丁至山水川、辉至山水川、心	保険料収納課、各総合支所区民課(太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民·戸籍係)	事後	
平成29年7月1日	- 3 - 使用部署	保険料収納課、各総合支所区民課(太子堂出張所、経堂出張所、北沢出張所、等々力出張所、用賀出張所二子玉川分室、成城出張所、烏山出張所、烏山総合支所区民·戸籍係)	保険料収納課、各総合支所区民課(世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民·戸籍係)	事後	
平成30年4月1日	-7- 所属長	保険料収納課長 太田 一郎	保険料収納課長 尾野 聰始	事後	
平成31年4月1日	-7- 所属長の役職名 (旧:所属長)	保険料収納課長 尾野 聰始(所属長の氏名)	保険料収納課長	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	- 1- 事務の内容	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料収納事務・国民健康保険料徴収金の消込み、及び未納者への督促発送を行う。・国民健康保険料過誤納金の還付充当を行う。・国民健康保険料の口座振替手続きを行う。・国民健康保険料徴収金の収納管理(納付委託)を行う。・介護保険第一号被保険者の保険料の普通徴収に係る収納を行う。・後期高齢者医療制度保険料の普通徴収に係る収納を行う。・独付者が納付書により納付したことについて、金融機関からの領収済通知書により確認する。 国民健康保険料徴収整理事務・国民健康保険料の収納及び納付相談を行う。・国民健康保険料の収納及び納付相談を行う。・国民健康保険料徴収金の収納整理を行う。・国民健康保険料徴収金の徴収猶予を行う。・国民健康保険料者収金の徴収猶予を行う。・国民健康保険料表納者への催告を行う。	国民健康保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料収納事務 ・国民健康保険料徴収金の消込み、及び口座振替不能者への督促を行う。 ・国民健康保険料過誤納金の還付充当を行う。・国民健康保険料過以金の収納管理(納付委託)を行う。・介護保険料の口座振替手続きを行う。・介護保険第一号被保険者の保険料の普通徴収に係る収納を行う。・後期高齢者医療制度保険料の普通徴収に係る収納を行う。・・納付者が納付書により納付したことについて、金融機関からの納入済通知書等により確認する。 国民健康保険料納付相談及び徴収整理事務・国民健康保険料の収納及び納付相談を行う。・国民健康保険料徴収金の徴収整理を行う。・国民健康保険料徴収金の徴収整理を行う。・国民健康保険料表納者への督促及び催告を行う。	事前	
令和4年10月1日	-1- 対象人数	10万人以上30万人未満	30万人以上	事前	
令和4年10月1日	- 2 - システム 1 (SKY 2 保険 料収納システム) 他のシス テムとの接続	[] その他()	[○] その他(電話催告システム、保険料収納 支援システム)	事前	
令和4年10月1日	- 2 -システム 2 (SKY 2 国民 健康保険システム) システ ムの機能	標示機能	表示機能	事前	
令和4年10月1日	- 2 -システム 3 (番号連携 サーバー) 他のシステムと の接続	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [] その他()	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 宛名システム等 [○] その他(中間サーバー)	事前	
令和4年10月1日	- 2 -システム 4 (中間サー バー) 他のシステムとの接 続	[○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム	[] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	- 2 -システム 5		システムの名称 電話催告システム システムの機能 ・国民健康保険料の滞納情報をもとに、電話催 告対象者リストを作成し、架電する。 ・催告対象者との折衝状況を管理する。 他のシステムとの接続 [〇] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [〇] 税務システム	事前	
令和4年10月1日	- 2 -システム 6		システムの名称 保険料収納支援システムシステムの機能 金融機関から受領する納付済通知書や還付請求書をスキャナによりOCR処理し、収納データや 還付請求データを作成する。 他のシステムとの接続 [〇] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 税務システム	事前	
令和4年10月1日	-4- 事務実施上の必要性	納付処理	保険料収納事務	事前	
令和4年10月1日	-6- 法令上の根拠	番号法第19条第7号 別表第2の以下の項 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、4 2、44、58、62、80、87、93、119	番号法第19条第8号 別表第2の以下の項 1、2、3、4、5、9、26、27、30、33、39、4 2、44、58、62、80、87、93、120	事前	
令和4年10月1日	(別添1)事務の内容(図表)		図表の差し替え 還付請求書、電話催告システム、保険料収納支 援システムの追加など	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	(別添1)事務の内容(備考)	被保険者へ、納付書を送付する。 納付書により納付したことについて、金融機 関や出張所等からの領収済通知書にて確認し、 記録する。 納付額が多い場合は、超過額について、充 当・還付を行い、納付者へ通知する。 必要に応じて、滞納者に生活状況や収入状 況等の調査を行う。 上記 について、納付者からの回答を得る。 口座振替や、督促・催告の実施にあたり、対 象者情報を業者に提供する。 委託業者から、データ等の返却・納品。 納付がない場合や納付額が少ない場合は、 督促状、催告書を送付する。 滞納整理による納付。 電話催告等を行っても納付がない場合は、 滞納整理を行う。	被保険者へ、納付書を送付する。 金融機関等で納付する。 納付された収納金の送付及び納入済通知書・納入データの受領 支払い期別において、保険料を上回る納付があった際は、充当・還付を行い、被保険者へ通知する。 なお、国民健康保険料の振替口座を還付金の振込口座としていない被保険者に対しては還付請求書の送付により、還付請求と還付金の振込口座を指定する。 なお公金受取口座を振込口座に指定する場合はマイナンバーを記入する。 被保険者の口座に還付金を振り込む。 納付がない場合や納付額が不足する場合は、委託事業者による電話催告を行う。 被保険者からの納付相談 督促、催告等を行っても納付がない場合は、滞納整理を行う。 口座振替、区の窓口の他、金融機関窓口、決済アブリ、インターネットによるクレジット払いに よる納付	事前	
令和4年10月1日	-2- 対象となる本人の範 囲その必要性	個人を正確に特定し、公平・公正な保険料徴収を行うため。	個人又は口座情報を正確に特定し、公平·公正 な保険料徴収又は正確·迅速な還付事務を行う ため。	事前	
令和4年10月1日	-2- 記録される項目その 妥当性	2.4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 督促状、催告書等の発付に当たっての送付先 確認、 本人への連絡等のため、 滞納整理を 進める上での確認のため。	2.4情報、連絡先、その他住民票関係情報: 還付通知書、督促状、催告書等の発付に当たっ ての送付先確認、 本人への連絡等のため、 滞納整理を進める上での確認のため。	事前	
令和4年10月1日	-3- 入手元	[○] 評価実施機関内の他部署() [○] 行政機関・独立行政法人等() [○] 地方公共団体・地方独立行政法人()	[〇] 評価実施機関内の他部署(住民記録・戸籍課、課税課、納税課、国保・年金課) [〇] 行政機関・独立行政法人等(内閣府) [〇] 地方公共団体・地方独立行政法人(他区市町村)	事前	
令和4年10月1日	-3- 入手に係る妥当性	滞納整理を行う上で、必要に応じて情報の正確性の確認を行うため、庁内連携システムや情報提供ネットワークシステムを通じて滞納者の特定等に必要な情報を随時入手する。	収納・滞納整理・滞納処分事務を行う上で、必要に応じて情報の正確性の確認を行うため、庁内連携システムや情報提供ネットワークシステムを通じて納付者・滞納者の特定等に必要な情報を随時入手する。	事前	
令和4年10月1日	- 3 - 使用目的	国民健康保険料の公平・公正・効率的な保険料徴収のため。	国民健康保険料の公平·公正な保険料徴収又 は正確·迅速な還付事務を行うため。	事前	

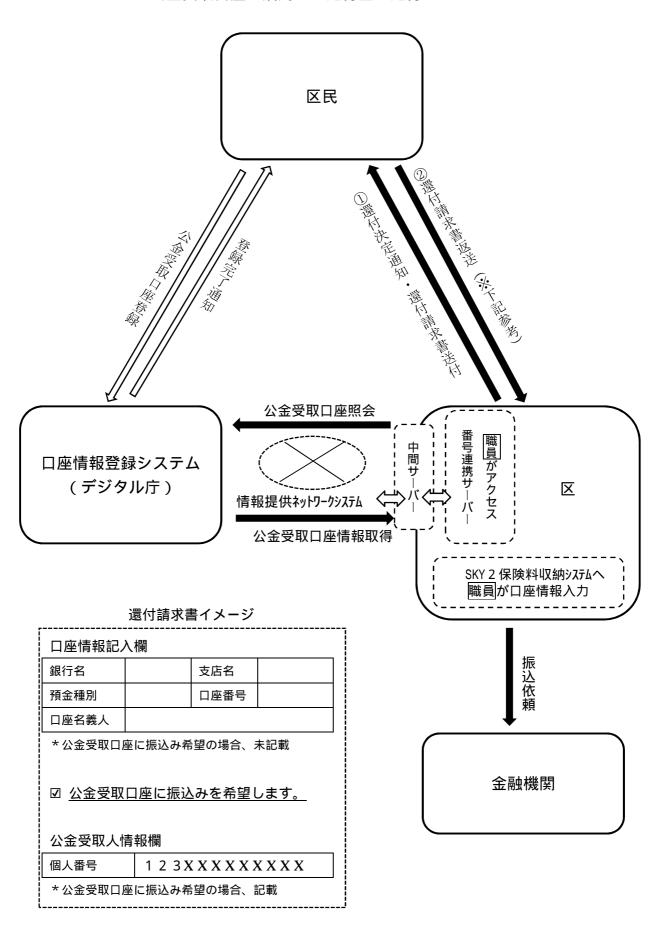
変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	- 3 - 使用部署	保険料収納課、各総合支所区民課(世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民·戸籍係)	保険料収納課、各総合支所区民課(世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係)、各総合支所地域振興課まちづくりセンター(池尻、太子堂、若林、上町、経堂、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、北沢、松原、松沢、奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、深沢、二子玉川、祖師谷、成城、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷、烏山)	事前	
令和4年10月1日	- 3 - 使用方法	1.収納事務 国民健康保険の資格、賦課情報から、保険 料徴収対象者を把握し、収納事務を行う。	1. 収納事務 国民健康保険の資格、賦課情報から、保険 料徴収対象者を把握し、収納事務を行う。 情報提供ネットワークシステムから公金受取 口座情報を取得し、対象者の口座情報を特定 し、還付事務を行う。	事前	
令和4年10月1日	-3- 情報の突合	1.収納事務 保険料の納付データについて、国民健康保 険の資格・賦課情報との突合を行う。	1. 収納事務 保険料の収納事務に係るデータについて、 国民健康保険の資格・賦課情報、公金受取口座 情報との突合を行う。	事前	
令和4年10月1日	-4- 取扱いを委託する特 定個人情報ファイルの範囲そ の妥当性	囲の特定個人情報を保有しているSKY2保険料収納システムの安定的な運営が不可欠であり、 当該システムの円滑な保守運用業務を行う上で、国民健康保険料に係る滞納者のデータベー ス等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱	保険料収納事務の遂行にあたっては、国民健康保険料のより正確な保険料徴収及び還付事務に必要な範囲の特定個人情報を保有している5 K Y 2 保険料収納システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守運用業務を行う上で、国民健康保険料に係る納付者・滞納者のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。	事前	
令和4年10月1日	-4- 委託先における取扱 者数 委託先名	10人以上50人未満 富士通株式会社	50人以上100人未満 富士通Japan株式会社	事前	
令和4年10月1日	-5-提供先1から17 法令 上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和4年10月1日	-5-提供先18 法令上の 根拠	番号法第19条第7号 別表第2の119	番号法第19条第8号 別表第2の120	事前	
令和4年10月1日	-6- 保管期間その妥当性	納付が終了するまで、または滞納処分が終了するまで情報が必要となるため、保管する。 納付または滞納処分が終了した後は、適宜消去する。	国民健康保険法等において、データ保管期間の 定めはなく、還付を含む収納事務や滞納処分が 終了するまで、情報が必要となるため保管す る。 収納事務又は滞納処分が終了した後は、適宜 消去する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	- 6 - 消去方法	ディスク交換やハード更改等の際は、中間 サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事 業者において、保守された情報が読み出しでき ないよう、物理的破壊または専用ソフト等を利用 して完全に消去する。	ディスク交換やハード更改等の際は、中間 サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事 業者において、保守された情報が読み出しでき ないよう、物理的破壊により完全に消去する。	事前	
令和4年10月1日	(別添2)特定個人情報ファイ ル記録項目	口座情報	口座情報(公金受取口座情報を含む。)	事前	
令和4年10月1日	-3-リスク2 ユーザ認証の 具体的な管理方法	・ユーザIDとパスワードによる認証を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。	・職員証(ICカード)とパスワードの二要素によりユーザIDの認証を行う。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。	事前	
令和4年10月1日	-3-リスク2 特定個人情報 の使用の記録の具体的な方 法	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについ て、アクセスログを残して管理する。	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。 ・特定個人情報のアクセスログについて、年一回以上随時分析し、業務時間帯以外のアクセス、業務上想定されない頻度のアクセスの有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報告する。	事前	
令和4年10月1日	-6-リスク1 リスクに対する 措置の内容	づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供	(2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報 照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するために使用するもの。	事前	
令和4年10月1日	-6-リスク2 リスクに対する 措置の内容	提供ネットワークシステムを使用した特定個人	< 中間サーバー・ソフトウエアにおける措置 > ・中間サーバーは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の入手のみ実施できるよう設計されるため、安全性が担保されている。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	-6-リスク3 リスクに対する 措置の内容	・中間サーバは、特定個人情報保護委員会との協議を経て、総務大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に	協議を経て、内閣総理大臣が設置・管理する情報提供ネットワークシステムを使用して、情報提供用個人識別符号により紐付けられた照会対象者に係る特定個人情報を入手するため、正確	事前	
令和4年10月1日	-7-Uスク3 消去手順の内 容	とを職員が確認する。 ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保	・収納事務又は滞納処分が終了した後、情報を適宜消去する。正しく消去されていることを職員が確認する。 ・紙媒体については、保管期間ごとに分けて保管し、保管期限の過ぎたものは外部業者による溶解処理を行う。	事前	
令和4年10月1日	-2 従業者に対する教育·啓 発の具体的な方法	つ除に、評価書を配布し、内谷理解及びその遵守を徹底する。 委託先事業者の従業者については、契約時の共業書に個人標準に関する。	< 世田谷区おける措置 > 職員が番号制度に関する基礎的事項を常時確認できるよう、研修資料を庁内公開している。また、研修資料は毎年度見直しを実施している。 委託先事業者の従業者については、契約時の仕様書に個人情報保護遵守を明記し、委託先事業者の責任者の責において、研修・指導を行わせる。必要に応じて、研修資料等を提供させ、実効性を担保する。 違反行為の程度によっては、懲戒の対象となりうる。また、全従業者に対して、違反事項発生を周知し、再発防止を徹底する。	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年10月1日	- 3 その他のリスク対策	中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的でをしたシステム運用・監視を実現する。中間サーバーについて、地方公共団体にとって、地方の共団体にとって	< 世田谷区における措置 > ・世田谷区行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、マイナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定個人情報ファイルの取扱いに関する企画及び運用計画、セキュリティ対策等を審議する。 < 中間サーバー・プラットフォームにおける措置 > 中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。中間サーバーについて、地方公共団体にとって必要な意見を国やJ・LISに上げていく。	事前	
令和4年10月1日	- 個人情報ファイル名		追加 国民健康保険料過誤納金還付請求書	事前	

公金受取口座を活用した還付金の還付について



参考資料2

国民健康保険 保険料収納事務における特定個人情報保護評価書の相違点及び審査の観点

※「審査の観点」欄は、『特定個人情報保護評価指針第10の1(2)に定める審査の観点における主な考慮事項』(平成26年8月26日特定個人情報保護委員会)から該当する項目について転載した。

1. 4	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務					
通番	ページ	項目	審査の観点(※) 主な相違点	改定後(下線部が修正・追記箇所)	改定前(下線部が修正・削除箇所)	
1	p.3	③対象人数	_	30万人以上	10万人以上30万人未満	

【修正のポイント】 国民健康保険を脱退した者も対象となるため、対象人数が30万人を超えている。

0 -	生中個	棒扱ファノリス取り扱う事務にお	いては田士をシフニノ	国民健康体験を加速した自己対象となるため、対象人数からし力人を	
2. :	寸疋慪	人情報ファイルを取り扱う事務にお	いて使用するンステム		
2	p.3	システム1 (SKY2保険料収納システム) テム) ③他のシステムとの接続	当該システムと情報をやり取りする システムを全て記載しているか。 (個人番号の取扱いなし)		[] その他()
3	p.4	システム3(番号連携サーバー) ③他のシステムとの接続	当該システムと情報をやり取りする システムを全て記載しているか。	[] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他(中間サーバー)	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他()
4		システム4(中間サーバー) ③他のシステムとの接続	当該システムと情報をやり取りする システムを全て記載しているか。	[○] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 祝務システム [] その他()	[○] 情報提供ネットワークシステム [○] 住民基本台帳ネットワークシステム [○] 宛名システム等 [○] 庁内連携システム [○] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] その他()
5	p.5	システム5 (電話催告システム)	当該システムが実現する機能の名 称とその概要を具体的に記載して	①システムの名称 電話催告システム ②システムの機能 ・国民健康保険料の滞納情報をもとに、電話催告対象者リストを作成し、架電する。 ・催告対象者との折衝状況を管理する。 ③他のシステムとの接続 [] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 京名システム等 [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [○] 税務システム [○] 税務システム	_
6		システム6 (保険料収納支援システム)	ンステムを主く記載しているか。	①システムの名称 保険料収納支援システム ②システムの機能 金融機関から受領する納付済通知書や還付請求書をスキャナによりOCR処理し、収納データや還付請求データを作成する。 ③他のシステムとの接続 [] 情報提供ネットワークシステム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 死名システム等 [○] 庁内連携システム [] 既存住民基本台帳システム [] 祝務システム [] その他(

【修正のポイント】 個人番号の取扱いはないが、SKY2保険料収納システムと情報をやり取りしているシステムを2つ追加 番号連携サーバー及び中間サーバーについて、接続しているシステムに誤りがあったため、正しい内容に修正

6 権報提供ネットワーク	クシステ 人による情報演	# ※		
6. 情報提供ネットワーク7 p.7 (別添1)事務	条の内容(備考)	事務に関わる者、事務において使 用するシステム、事務において取り 扱う情報の流れを具体的に記載し ているか。	④支払い期別において、保険料を上回る納付があった際は、充当・還付を行い、被保険者へ通知する。 なお、国民健康保険料の振替口座を還付金の振込口座としていない被保険者に対しては還付請求書を同封する。 ⑤還付請求書の送付により、還付請求と還付金の振込口座を指定する。 本お公金受取口座を振込口座に指定する場合はマイナンバーを記入する。 ⑥被保険者の口座に還付金を振り込む。 ⑦納付がない場合や納付額が不足する場合は、督促状、催告書を送付する。	①被保険者へ、納付書を送付する。 ②納付書により納付したことについて、金融機関や出張所等からの領収済通知書にて確認し、記録する。 ③納付額が多い場合は、超過額について、充当・還付を行い、納付者へ通知する。 ④必要に応じて、滞納者に生活状況や収入状況等の調査を行う。 ⑤上記④について、納付者からの回答を得る。 ⑥口座振替や、督促・催告の実施にあたり、対象者情報を業者に提供する。 ⑦委託業者から、データ等の返却・納品。 ⑧納付がない場合や納付額が少ない場合は、督促状、催告書を送付する。 ⑨滞納整理による納付。 ⑩電話催告を行う。 ⑪電話催告を行う。 ⑪暫促・催告等を行っても納付がない場合は、滞納整理を行う。

【修正のポイント】 主に、公金受取口座に係る事務の流れが分かるように修正(④⑤⑥)

	、特定個人情報ファイルの概要				
2. 3	基本情	報			
8		③対象となる本人の範囲その必要 性		個人 <u>又は口座情報</u> を正確に特定し、公平・公正な保険料徴収 <u>又は</u> 正確・迅速な還付事務を行うため。	個人を正確に特定し、公平・公正な保険料徴収を行うため。
9	p.8	④記録される項目その妥当性		状、催告書等の発付に当たっての送付先確認、②本人への連絡等	2. 4情報、連絡先、その他住民票関係情報:①督促状、催告書等の発付に当たっての送付先確認、②本人への連絡等のため、③滞納整理を進める上での確認のため。
3. 4	特定個	人情報の入手・使用			
10	p.9	①入手元	 (入手元の追加)	[○] 評価実施機関内の他部署(<u>住民記録・戸籍課、課税課、納税課、国保・年金課</u>) <u>○</u>] 行政機関・独立行政法人等(内閣(デジタル庁)) ○] 地方公共団体・地方独立行政法人(他区市町村)	[〇] 評価実施機関内の他部署() [] 行政機関・独立行政法人等() [〇] 地方公共団体・地方独立行政法人()
11		⑥使用目的	 (還付事務の追加)	国民健康保険料の公平・公正な保険料徴収 <u>又は正確・迅速な還付事務を行う</u> ため。	国民健康保険料の公平・公正・効率的な保険料徴収のため。

【修正のポイント】 公金受取口座情報を正確に特定し、正確・迅速な還付事務を行う。 公金受取口座情報の入手元であるデジタル庁を追加

12	p.9	⑦使用部署	_	保険料収納課、各総合支所区民課(世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、二子玉川出張所、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係)、各総合支所地域振興課まちづくりセンター(池尻、太子堂、若林、上町、経堂、下馬、上馬、梅丘、代沢、新代田、北沢、松原、松沢、奥沢、九品仏、等々力、上野毛、用賀、深沢、二子玉川、祖師谷、成城、船橋、喜多見、砧、上北沢、上祖師谷、烏山)	保険料収納課、各総合支所区民課(世田谷総合支所区民係、太子堂出張所、経堂出張所、北沢総合支所区民係、玉川総合支所区民係、用賀出張所、用賀出張所二子玉川分室、砧総合支所区民係、烏山出張所、烏山総合支所区民・戸籍係)			
ļ	【修正のポイント】 まちづくりセンターにおいて、保険証を再交付する際に、SKY2保険料収納システムの情報を確認するため。							
13	p.9	⑧使用方法	 (公金受口座情報の追加)	1. 収納事務 国民健康保険の資格、賦課情報から、保険料徴収対象者を把握 し、収納事務を行う。 情報提供ネットワークシステムから公金受取口座情報を取得し、 対象者の口座情報を特定し、還付事務を行う。	1. 収納事務 国民健康保険の資格、賦課情報から、保険料徴収対象者を把握 し、収納事務を行う。			
14		⑧使用方法(情報の突合)		1. 収納事務 保険料の <u>収納事務に係るデータ</u> について、国民健康保険の資格・賦課情報、公金受取口座情報との突合を行う。	1. 収納事務 保険料の <u>納付データ</u> について、国民健康保険の資格・賦課情報 との突合を行う。			
				 【修正のポイント】 情報提供ネットワークシステムから公金受取口座情報を取得、還付記した上で、公金受取口座への還付を行う。	青求書の請求人と口座名義人の情報を突合し、情報の正確性を確認			
4.	寺定個	人情報ファイルの取扱いの委託						
15	p.10	②取扱いを委託する特定個人情報 ファイルの範囲その妥当性	(還付事務の追加)	保険料収納事務の遂行にあたっては、国民健康保険料のより正確な保険料徴収 <u>及び還付事務</u> に必要な範囲の特定個人情報を保有しているSKY2保険料収納システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守運用業務を行う上で、国民健康保険料に係る <u>納付者・</u> 滞納者のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。	保険料収納事務の遂行にあたっては、国民健康保険料のより正確な保険料徴収に必要な範囲の特定個人情報を保有しているSKY2保険料収納システムの安定的な運営が不可欠であり、当該システムの円滑な保守運用業務を行う上で、国民健康保険料に係る滞納者のデータベース等を含むシステム上のあらゆる情報を取り扱う必要がある。			
16		③委託先における取扱者数	_	50人以上100人未満	10人以上50人未満			
			•	【修正のポイント】 特定個人情報ファイルの範囲に変更はないが、還付事務についても 取扱者数の増加	明記する。			
6. ‡	寺定個	人情報の保管・消去						
17	p.18	②保管期間その妥当性	(還付事務の追加)	国民健康保険法等において、データ保管期間の定めはなく、還付を 含む収納事務や滞納処分が終了するまで、情報が必要となるため 保管する。 収納事務又は滞納処分が終了した後は、適宜消去する。	納付が終了するまで、または滞納処分が終了するまで情報が必要となるため、保管する。 <u>納付または</u> 滞納処分が終了した後は、適宜消去する。			
18	p.19	(別添2)特定個人情報ファイル記 録項目	 (公金受口座情報の追加)	口座情報 <u>(公金受取口座情報を含む。)</u>	口座情報			
				【修正のポイント】 取扱いに変更はないが、還付事務も考慮した表現に修正 口座情報登録画面について、システム改修を行わないため、公金受!	取口座の判別はできないが、疑義が生じないよう括弧書きを追加			
ш #	+定個	人情報ファイルの取扱いプロセスに	おけるリスク対策					
		人情報の使用						
19		リスク2(権限のない者によって不 正に使用されるリスク)ユーザ認証 の具体的な管理方法	特定個人情報にアクセスする際の 認証を行う場合は、特定個人情報 にアクセスするユーザの認証方 法、なりすましが行われないために 講じている対策について具体的に 記載しているか。記載された対策 は、特定個人情報保護評価の目的 に照らし、妥当なものか。	イフ。 ・ユーザIDに付与されるアクセス権限によって、業務従事者が業務 に必要な範囲の特定個人情報ファイルだけにアクセスすることができるように制御する。	・ユーザIDとパスワードによる認証を行う。 ・人事異動等によりアクセス権限がなくなる場合は、速やかに失効処理を行う。			
20	p.22		を残していない場合は、残していな	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残して管理する。 ・特定個人情報のアクセスログについて、年一回以上随時分析し、 業務時間帯以外のアクセス、業務上想定されない頻度のアクセスの 有無がないか確認する。分析の結果は、情報システム管理者に報 告する。	・誰が、いつ、どの情報にアクセスしたかについて、アクセスログを残 して管理する。			
				【修正のポイント】 認証方法について、職員証(ICカード)とパスワードによる二要素認証 ごとの権限設定について追記	を実施していることを明らかにする表現に改めるとともに、ユーザID			
7. 4	寺定個	人情報の保管・消去		アクセスログの分析について追記				
21	p.30	リスク3(特定個人情報が消去され ずいつまでも存在するリスク) 消去 手順の内容	(収納事務の追加)	・ <u>収納事務又は</u> 滞納処分が終了した後、情報を <u>適宜</u> 消去する。正し く消去されていることを職員が確認する。	・ <u>納付が終了した後、または</u> 滞納処分が終了した後、情報を消去する。正しく消去されていることを職員が確認する。			
	【修正のポイント】 還付事務が含まれるよう表現を修正 ▼ その他のリスク対策							
3. ₹	その他	のリスク						
22	p.31	その他のリスク対策	その他、評価実施機関に特有な問題や懸念に対し、特定されたリスクを軽減するために講ずべき措置を具体的に記載しているか。記載された対策は、特定個人情報保護評価の目的に照らし妥当なものか。(世田谷区における措置の追加)	上田台区11 取十級における付定が個人を識別するための規定に基 利用等に関する条例第7条及び同条例施行規則第6条の規定に基づき、フィナンバー制度セキュリティ会議を設置し、特定報	_			
	- ··			 【修正のポイント】 世田谷区独自の取組みである、マイナンバー制度セキュリティ会議に	ついて追記			
_		Dリスク対策 人情報の開示・訂正・利用停止請求						
23	p.32	④個人情報ファイル名	— (還付事務に係る ファイルの追加)	国民健康保険料過誤納金還付請求書				
				【修正のポイント】				